

# 用地関係積算要領

## 新旧対照表

令和2年版  
(令和2年8月)

# 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改正案 (略)	現行 (略)				
<p><u>(エ) 直接経費</u></p> <p><u>(a) 旅費交通費</u></p> <p><u>土地調査測量業務を実施するために要する交通、滞在等の費用であり、宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、(a)－1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(a)－2を原則適用する。ただし、現地条件等により、(a)－1、(a)－2によりがたい事象の発生や業務の設計変更が生じた場合は、当初設計分も含めて(a)－3を適用する。</u></p> <p><u>(a)－1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）</u></p> <p><u>業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</u></p> <p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</u></p> <p><u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め(a)－3を適用する。</u></p> <p><u>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">旅費交通費</td> <td style="text-align: center;">旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">直接人件費の0.56%</td> <td style="text-align: center;">230</td> </tr> </table> <p><u>(注) 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議の費用とする。現地作業での</u></p>	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の0.56%	230	<p><u>(エ) 直接経費</u></p> <p><u>(a) 旅費交通費</u></p> <p><u>土地調査測量業務を実施するために要する交通、滞在等の費用であり、次により計上する。</u></p> <p><u>なお、以下でいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。</u></p> <p><u>① 通勤及び宿泊の区分</u></p> <p><u>ア) 通勤により業務を行う場合</u></p> <p><u>現地での作業を伴う業務は、連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については、公共交通機関を利用するものとして積算することを標準とし、通勤により業務を行えるかどうかの判断は、積算上の基地から現地まで、連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する場合、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）若しくは片道所要時間1時間程度を目安とする。</u></p> <p><u>なお、土地調査測量業務においては、連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は、標準歩掛の機械経費及び材料費に含むものとし、別途計上しない。</u></p> <p><u>連絡車（ライトバン）運転にかかる運転労務費は計上しない。また、</u></p>
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）				
直接人件費の0.56%	230				

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改正案	現 行				
<p><u>連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は、標準歩掛の機械経費及び材料費に含まれているため、別途計上しない。</u></p> <p><u>(a)－2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）</u></p> <p><u>① 率を用いた積算</u></p> <p><u>業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</u></p> <p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。</u></p> <p><u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め(a)－3を適用する。</u></p> <p><u>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">旅費交通費</th> <th style="padding: 5px;">旅費交通費の上限（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">直接人件費の0.83%</td> <td style="padding: 5px;">313</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注) 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議の費用とする。現地作業での連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は、標準歩掛の機械経費及び材料費に含まれているため、別途計上しない。</u></p> <p><u>② 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算</u></p> <p><u>業務に対して定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。</u></p>	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の0.83%	313	<p><u>高速道路等の料金は別途計上すること。</u></p> <p><u>1) 現地に滞在して業務を行う場合</u></p> <p><u>上記ア)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、役員関係技術者賃金表の技術者等の宿泊費・日当の項を適用するものとする。</u></p> <p><u>また、土地調査測量業務においては、滞在地から現地までの連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は、標準歩掛の機械経費及び材料費に含むものとし、別途計上しない。</u></p> <p><u>② 旅費交通費の取扱い</u></p> <p><u>ア) 旅費交通費の積算において、日額旅費については、積算上計算しないものとする。</u></p> <p><u>1) 鉄道運賃等</u></p> <p><u>(i) 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。</u></p> <p><u>(ii) 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。</u></p> <p><u>(iii) 特急料金等については、次により計上するものとする。</u></p> <p><u>a) 特急列車を運行している区間については、片道100km以上（乗車可能区間）であれば、特急料金を計上する。</u></p> <p><u>b) 急行列車を運行している区間については、片道50km以上（乗車可能区間）であれば、急行料金を計上する。</u></p>
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）				
直接人件費の0.83%	313				

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案	現 行		
<p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費については、別途計上する。</u></p> <p><u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め(a)－3を適用する。</u></p> <p><u>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</u></p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">日当・宿泊料（千円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">7.3X</td> </tr> </table> </div> <p><u>X：延べ宿泊日数及び滞在日数</u></p> <p>③ <u>往復旅行時間にかかる直接人件費</u></p> <p><u>往復旅行にかかる直接人件費が必要な場合は、上記①、②には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、(a)－3に基づく。なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨内容説明書等に明示するものとする。</u></p> <p>(a)－3 <u>旅費交通費の率を用いない積算</u></p> <p>① <u>通勤及び宿泊・滞在の区分</u></p> <p>ア) <u>通勤により業務を行う場合</u></p> <p><u>通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間</u></p>	日当・宿泊料（千円）	7.3X	<p><u>ウ) 日当</u></p> <p><u>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。</u></p> <p><u>計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</u></p> <p>③ <u>宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定</u></p> <p><u>宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は、外業に従事する技術者別に次式により算出する。</u></p> <p><u><math>D_i = C_i + [(C_i - 1) / 5] \times 2</math>（土曜・日曜を休日とする場合）</u></p> <p><u>ただし、[ ] 内については、小数点以下を切捨て整数とする。</u></p> <p><u><math>S_i = D_i \times</math>（技術者別編成人員）</u></p> <p><u><math>C_i</math>：標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計</u></p> <p><u><math>D_i</math>：補正された外業所要日数</u></p> <p><u><math>S_i</math>：補正された外業延人日数（小数点以下を四捨五入し整数とする。）</u></p> <p><u>i：測量技術者</u></p> <p>④ <u>旅費交通費の構成</u></p> <p><u>旅費交通費＝（日当＋交通費）＋宿泊料×必要日数</u></p> <p><u>※ 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨内容説明書等に明示する。</u></p>
日当・宿泊料（千円）			
7.3X			

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案	現 行
<p><u>程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。また、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。</u></p> <p><u>なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。</u></p> <p><u>現地での作業を伴う業務は、連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については、公共交通機関を利用するものとして積算する。</u></p> <p><u>なお、土地調査測量業務においては、連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は、標準歩掛の機械経費及び材料費に含むものとし、別途計上しない。</u></p> <p><u>連絡車（ライトバン）運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。</u></p> <p><u>4) 現地に滞在して業務を行う場合</u></p> <p><u>上記ア)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、役務関係技術者賃金表の技術者等の日当・宿泊料の項を適用するものとする。</u></p> <p><u>また、土地調査測量業務においては、滞在地から現地までの連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費は、標準歩掛の機械経費及び材料費に含むものとし、別途計上しない。</u></p>	

土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改正案	現行
<p><u>② 旅費交通費の取扱い</u></p> <p><u>ア) 旅費交通費の積算において、普通日額旅費については、積算上計算しないものとする。</u></p> <p><u>イ) 鉄道運賃等</u></p> <p><u>(i) 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。</u></p> <p><u>(ii) 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。</u></p> <p><u>(iii) 特急料金等については、次により計上するものとする。</u></p> <p><u>a) 特急列車を運行している区間については、片道100km以上（乗車可能区間）であれば、特急料金を計上する。</u></p> <p><u>b) 急行列車を運行している区間については、片道50km以上（乗車可能区間）であれば、急行料金を計上する。</u></p> <p><u>ウ) 宿泊料</u></p> <p><u>宿泊料は、役務関係技術者賃金表による。</u></p> <p><u>エ) 日当</u></p> <p><u>日当は、役務関係技術者賃金表による。</u></p> <p><u>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。</u></p> <p><u>計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</u></p> <p><u>③ 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定</u></p> <p><u>宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は、外業に従事する技術者別に次式によ</u></p>	

土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改正案	現行
<p><u>り算出する。</u></p> <p><u><math>D_i = C_i + [(C_i - 1) / 5] \times 2</math>（土曜・日曜を休日とする場合）</u></p> <p><u>ただし、[ ] 内については、小数点以下を切捨て整数とする。</u></p> <p><u><math>S_i = D_i \times</math>（技術者別編成人員）</u></p> <p><u><math>C_i</math>：標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計</u></p> <p><u><math>D_i</math>：補正された外業所要日数</u></p> <p><u><math>S_i</math>：補正された外業延人日数（小数点以下を四捨五入し整数とする。）</u></p> <p><u><math>i</math>：測量技術者</u></p> <p>④ <u>旅費交通費の構成</u></p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;"><u>普通旅費相当分</u></span> <span><u>滞在日額旅費相当分</u></span> </p> <p><u>旅費交通費 = (日当 + 交通費) + 宿泊料 (1泊) + 宿泊料 × 必要日数</u></p> <p><u>※ 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨内容説明書等に明示する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案	現 行																		
<p>(5) 技術管理費の積算</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>精度管理費係数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">測 量 作 業 種 別</th> <th style="text-align: center;">精度管理費係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基 準 点 測 量</td> <td style="text-align: center;">4 級基準点測量</td> <td style="text-align: center;">0 . 0 9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">応 用 測 量</td> <td style="text-align: center;">用地測量</td> <td style="text-align: center;">0 . 0 7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 作業計画、打合せ協議、現地踏査、公図等の転写 <u>(地積測量図以外 の公図等の転写)</u>、地積測量図転写 <u>(地積測量図のみの転写)</u>、土地の 登記記録調査、建物の登記記録調査、権利者確認調査（当初）、権利 者確認調査（追跡）、公図等転写連続図作成、境界確認、土地境界確 認書作成、境界測量、用地境界仮杭設置、用地境界杭設置、土地調書 作成、地積測量図の作成及び土地現地調査書の作成は精度管理費係数 の対象としない。</p> <p>(注2) 公共用地境界確定手続きにおける公共用地管理者との打合せ、依頼 書作成及び協議書作成は精度管理費係数の対象としない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	測 量 作 業 種 別		精度管理費係数	基 準 点 測 量	4 級基準点測量	0 . 0 9	応 用 測 量	用地測量	0 . 0 7	<p>(5) 技術管理費の積算</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>精度管理費係数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">測 量 作 業 種 別</th> <th style="text-align: center;">精度管理費係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基 準 点 測 量</td> <td style="text-align: center;">4 級基準点測量</td> <td style="text-align: center;">0 . 0 9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">応 用 測 量</td> <td style="text-align: center;">用地測量</td> <td style="text-align: center;">0 . 0 7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 作業計画、打合せ協議、現地踏査、公図等の転写 _____ _____<u>_____</u>、地積測量図転写 _____、土地の 登記記録調査、建物の登記記録調査、権利者確認調査（当初）、権利 者確認調査（追跡）、公図等転写連続図作成、境界確認、土地境界確 認書作成、境界測量、用地境界仮杭設置、用地境界杭設置、土地調 書作成、地積測量図の作成及び土地現地調査書の作成は精度管理費 係数の対象としない。</p> <p>(注2) 公共用地境界確定手続きにおける公共用地管理者との打合せ、依 頼書作成及び協議書作成は精度管理費係数の対象としない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	測 量 作 業 種 別		精度管理費係数	基 準 点 測 量	4 級基準点測量	0 . 0 9	応 用 測 量	用地測量	0 . 0 7
測 量 作 業 種 別		精度管理費係数																	
基 準 点 測 量	4 級基準点測量	0 . 0 9																	
応 用 測 量	用地測量	0 . 0 7																	
測 量 作 業 種 別		精度管理費係数																	
基 準 点 測 量	4 級基準点測量	0 . 0 9																	
応 用 測 量	用地測量	0 . 0 7																	



土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案						現 行					
(2) 打合せ協議 (1業務当たり)						(2) 打合せ協議 (1業務当たり)					
区 分		人 員			標準業務 期 間	区 分		人 員			標準業務 期 間
		測量主任技師	測量技師	測量技師補				測量主任技師	測量技師	測量技師補	
内 業	業務着手時打合せ及び 成果品納入時打合せ（対面）	1.0	1.0	—	1.0日	内 業	業務着手時打合せ及び 成果品納入時打合せ（対面）	1.0	1.0	—	1.0日
	中間打合せ （対面・1回当たり）	0.5	—	0.5			中間打合せ （対面・1回当たり）	0.5	—	0.5	
	計	1.5	1.0	0.5			計	1.5	1.0	0.5	
<p>（注1）打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。</p> <p>（注2）打合せ協議には、電話及び電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。</p> <p>（注3） _____                      _____                      _____ 複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。                      （略）</p>						<p>（注1）打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。</p> <p>（注2）打合せ協議には、電話及び電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。</p> <p>（注3） <u>中間打合せの回数は、5回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。なお、複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。</u>                      （略）</p>					

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案					現 行				
(3) 現地踏査 (1業務当たり)					(3) 現地踏査 (1業務当たり)				
区 分	人 員			標準業務期間	区 分	人 員			標準業務期間
	測量主任技師	測量技師	測量技師補			測量主任技師	測量技師	測量技師補	
外 業	1.0	1.0	1.0	1.0 日	外 業	1.0	1.0	1.0	1.0 日
<p>(注1) 復元測量を単独発注する場合は、計上しない。</p> <p>(注2) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					<p>(注1) 復元測量を単独発注する場合は、計上しない。</p> <p>(注2) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>				
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合					
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合		
機械経費	1.0 %	材 料 費	<u>4.5 %</u>	機械経費	1.0 %	材 料 費	<u>5.0 %</u>		
(略)				(略)					

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案				現 行																											
(4) 公図等の転写 <u>（地積測量図以外の公図等の転写）</u> (10,000㎡当たり)				(4) 公図等の転写 <u>（地積測量図以外の公図等の転写）</u> (10,000㎡当たり)																											
区 分	人 員		標準業務期間	区 分	人 員		標準業務期間																								
	測量技師補	測量助手			測量技師補	測量助手																									
外 業	0.3	0.3	0.3 日	外 業	0.3	0.3	0.3 日																								
内 業	0.4	0.4	0.4 日	内 業	0.4	0.4	0.4 日																								
<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>				<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">費 目</th> <th style="width: 25%;">割 合</th> <th style="width: 25%;">費 目</th> <th style="width: 25%;">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">機械経費</td> <td style="text-align: center;">1.0 %</td> <td style="text-align: center;">材 料 費</td> <td style="text-align: center;">1.5 %</td> </tr> </tbody> </table>				各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機械経費	1.0 %	材 料 費	1.5 %	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">費 目</th> <th style="width: 25%;">割 合</th> <th style="width: 25%;">費 目</th> <th style="width: 25%;">割 合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">機械経費</td> <td style="text-align: center;">1.0 %</td> <td style="text-align: center;">材 料 費</td> <td style="text-align: center;">1.5 %</td> </tr> </tbody> </table>				各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機械経費	1.0 %	材 料 費	1.5 %
各費目の直接人件費に対する割合																															
費 目	割 合	費 目	割 合																												
機械経費	1.0 %	材 料 費	1.5 %																												
各費目の直接人件費に対する割合																															
費 目	割 合	費 目	割 合																												
機械経費	1.0 %	材 料 費	1.5 %																												
<p>※ 材料費には、ポリエステルシート（#300 0.9 m×20 m）が含まれる。</p>				<p>※ 材料費には、ポリエステルシート（#300 0.9 m×20 m）が含まれる。</p>																											
(略)				(略)																											

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案				現 行																											
(5) 地積測量図転写 <u>(地積測量図のみの転写)</u> (10,000㎡当たり)				(5) 地積測量図転写 _____ (10,000㎡当たり)																											
区 分	人 員		標準業務期間	区 分	人 員		標準業務期間																								
	測量技師補	測量助手			測量技師補	測量助手																									
外 業	0.4	0.4	0.4 日	外 業	0.4	0.4	0.4 日																								
内 業	0.2	0.3	0.3 日	内 業	0.2	0.3	0.3 日																								
<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>				<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">費 目</th> <th style="width: 25%;">割 合</th> <th style="width: 25%;">費 目</th> <th style="width: 25%;">割 合</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機械経費</td> <td style="text-align: center;">1.0 %</td> <td style="text-align: center;">材 料 費</td> <td style="text-align: center;">0.5 %</td> </tr> </table>				各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機械経費	1.0 %	材 料 費	0.5 %	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">各費目の直接人件費に対する割合</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">費 目</th> <th style="width: 25%;">割 合</th> <th style="width: 25%;">費 目</th> <th style="width: 25%;">割 合</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機械経費</td> <td style="text-align: center;">1.0 %</td> <td style="text-align: center;">材 料 費</td> <td style="text-align: center;">0.5 %</td> </tr> </table>				各費目の直接人件費に対する割合				費 目	割 合	費 目	割 合	機械経費	1.0 %	材 料 費	0.5 %
各費目の直接人件費に対する割合																															
費 目	割 合	費 目	割 合																												
機械経費	1.0 %	材 料 費	0.5 %																												
各費目の直接人件費に対する割合																															
費 目	割 合	費 目	割 合																												
機械経費	1.0 %	材 料 費	0.5 %																												
(略)				(略)																											

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案					現 行						
(11) 復元測量 (10,000㎡当たり)					(11) 復元測量 (10,000㎡当たり)						
区 分	人 員				標準業務 期 間	区 分	人 員				標準業務 期 間
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	
外 業	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7 日	外 業	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7 日
内 業	0.5	0.5	0.5	—	0.5 日	内 業	0.5	0.5	0.5	—	0.5 日
<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>						
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合							
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合				
機械経費	<u>2.5 %</u>	材 料 費	3.5 %	機械経費	<u>2.0 %</u>	材 料 費	3.5 %				
<p>※ 材料費には、木杭又はプラスチック杭（4.5cm×4.5cm×45cm、34本）が含まれる。</p>				<p>※ 材料費には、木杭又はプラスチック杭（4.5cm×4.5cm×45cm、34本）が含まれる。</p>							
(略)				(略)							

土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案					現 行						
(16) 用地境界仮杭設置 (10,000㎡当たり)					(16) 用地境界仮杭設置 (10,000㎡当たり)						
区分	人 員				標準業務 期 間	区分	人 員				標準業務 期 間
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	
外業	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8 日	外業	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8 日
内業	0.3	0.3	0.3	—	0.3 日	内業	0.3	0.3	0.3	—	0.3 日
<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>						<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合							
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合		
機械経費	<u>2.5 %</u>	材 料 費	<u>5.0 %</u>	機械経費	<u>2.0 %</u>	材 料 費	<u>5.5 %</u>				
<p>※ 材料費には、木杭又はプラスチック杭（6.0cm×6.0cm×60cm、24本）が含まれる。</p>				<p>※ 材料費には、木杭又はプラスチック杭（6.0cm×6.0cm×60cm、24本）が含まれる。</p>							
(略)				(略)							

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案					現 行				
(17) 用地境界杭設置 (10本当たり)					(17) 用地境界杭設置 (10本当たり)				
区 分	人 員			標準業務 期 間	区 分	人 員			標準業務 期 間
	測量技師補	測量助手	測量補助員			測量技師補	測量助手	測量補助員	
外 業	1.2	1.2	1.2	1.2 日	外 業	1.2	1.2	1.2	1.2 日
内 業	0.5	0.5	—	0.5 日	内 業	0.5	0.5	—	0.5 日
<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>				
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合					
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合		
機械経費	<u>3.5 %</u>	材 料 費	19.0 %	機械経費	<u>3.0 %</u>	材 料 費	19.0 %		
<p>※ 材料費には、コンクリート杭又はプラスチック杭（12cm×12cm×90cm、9cm×9cm×90cm、10本）が含まれる。</p>					<p>※ 材料費には、コンクリート杭又はプラスチック杭（12cm×12cm×90cm、9cm×9cm×90cm、10本）が含まれる。</p>				
(略)					(略)				

土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案				現 行					
(18) 境界点間測量 (10,000㎡当たり)				(18) 境界点間測量 (10,000㎡当たり)					
区 分	人 員			標準業務 期 間	区 分	人 員			標準業務 期 間
	測量技師	測量技師補	測量助手			測量技師	測量技師補	測量助手	
外 業	1.2	1.2	1.2	1.2 日	外 業	1.2	1.2	1.2	1.2 日
内 業	0.2	0.4	0.4	0.3 日	内 業	0.2	0.4	0.4	0.3 日
<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>				
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合					
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合		
機械経費	<u>3.0 %</u>	材 料 費	3.5 %	機械経費	<u>2.5 %</u>	材 料 費	3.5 %		
(略)				(略)					



土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案					現 行						
(21) 用地現況測量（建物等） (10,000㎡当たり)					(21) 用地現況測量（建物等） (10,000㎡当たり)						
区 分	人 員				標準業務 期 間	区 分	人 員				標準業務 期 間
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	
外業	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6 日	外業	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6 日
内業	0.3	0.3	0.3	—	0.3 日	内業	0.3	0.3	0.3	—	0.3 日
<p>（注）本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>						<p>（注）本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合							
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合		
機械経費	2.0 %	材 料 費	<u>2.5 %</u>	機械経費	2.0 %	材 料 費	<u>3.0 %</u>				
<p>※ 用地現況測量（建物等）については、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除する。</p>				<p>※ 用地現況測量（建物等）については、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成と測量箇所が重複する場合は、その数量を控除する。</p>							
(略)				(略)							

土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案				現 行			
変化率適用表				変化率適用表			
工 程	業別	地域	縮尺	工 程	業別	地域	縮尺
作 業 計 画	内	×	×	作 業 計 画	内	×	×
打 合 せ 協 議	内	×	×	打 合 せ 協 議	内	×	×
現 地 踏 査	外	○	×	現 地 踏 査	外	○	×
公 図 等 の 転 写 <small>(地積測量図以外の公図等の転写)</small>	内外	○	×	公 図 等 の 転 写	内外	○	×
地 積 測 量 図 転 写 <small>(地積測量図のみの転写)</small>	内外	○	×	地 積 測 量 図 転 写	内外	○	×
土 地 の 登 記 記 録 調 査	内外	○	×	土 地 の 登 記 記 録 調 査	内外	○	×
建 物 の 登 記 記 録 調 査	内外	×	×	建 物 の 登 記 記 録 調 査	内外	×	×
権 利 者 確 認 調 査 ( 当 初 )	内外	○	×	権 利 者 確 認 調 査 ( 当 初 )	内外	○	×
権 利 者 確 認 調 査 ( 追 跡 )	内外	×	×	権 利 者 確 認 調 査 ( 追 跡 )	内外	×	×
公 図 等 転 写 連 続 図 作 成	内	×	×	公 図 等 転 写 連 続 図 作 成	内	×	×
復 元 測 量	内外	○	×	復 元 測 量	内外	○	×
境 界 確 認	内外	○	×	境 界 確 認	内外	○	×
土 地 境 界 確 認 書 作 成	内外	○	×	土 地 境 界 確 認 書 作 成	内外	○	×

土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改正案				現行			
補助基準点の設置	内外	○	×	補助基準点の設置	内外	○	×
境界測量	内外	○	×	境界測量	内外	○	×
用地境界仮杭設置	内外	○	×	用地境界仮杭設置	内外	○	×
用地境界杭設置	内外	×	×	用地境界杭設置	内外	×	×
境界点間測量	内外	○	×	境界点間測量	内外	○	×
面積計算	内	○	×	面積計算	内	○	×
用地実測図原図作成	内	×	○	用地実測図原図作成	内	×	○
用地現況測量（建物等）	内外	×	×	用地現況測量（建物等）	内外	×	×
用地平面図作成	内	×	○	用地平面図作成	内	×	○
土地調書作成	内	○	×	土地調書作成	内	○	×
地積測量図の作成	内	×	×	地積測量図の作成	内	×	×
土地現地調査書の作成	内	○	×	土地現地調査書の作成	内	○	×
(略)				(略)			

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案					現 行				
(2) 現況実測平面図作成 (10,000㎡当たり)					(2) 現況実測平面図作成 (10,000㎡当たり)				
区 分	人 員			標準業務期間	区 分	人 員			標準業務期間
	測量技師	測量技師補	測量助手			測量技師	測量技師補	測量助手	
外 業	1.2	1.2	1.2	1.2 日	外 業	1.2	1.2	1.2	1.2 日
内 業	0.4	0.7	0.7	0.6 日	内 業	0.4	0.7	0.7	0.6 日
<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>				
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合					
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合		
機械経費	<u>2.5 %</u>	材 料 費	3.0 %	機械経費	<u>2.0 %</u>	材 料 費	3.0 %		
<p>※ 材料費には、ポリエステルシート（#300 0.9 m×20m）が含まれる。</p>					<p>※ 材料費には、ポリエステルシート（#300 0.9 m×20m）が含まれる。</p>				
(略)					(略)				

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案					現 行						
(3) 横断面図作成 (1 km当たり)					(3) 横断面図作成 (1 km当たり)						
区分	人 員				標準業務 期 間	区分	人 員				標準業務 期 間
	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員			測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	
外業	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5 日	外業	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5 日
内業	—	3.0	3.7	—	3.3 日	内業	—	3.0	3.7	—	3.3 日
<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>						<p>(注) 本歩掛には、関係機関協議資料作成及び関係機関打合せ協議に係る作業時間も含む。</p>					
各費目の直接人件費に対する割合				各費目の直接人件費に対する割合							
費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合	費 目	割 合				
機械経費	<u>2.0 %</u>	材 料 費	2.0 %	機械経費	<u>1.5 %</u>	材 料 費	2.0 %				
<p>※ 材料費には、ポリエステルシート（#300 0.9 m×20m）が含まれる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>				<p>※ 材料費には、ポリエステルシート（#300 0.9 m×20m）が含まれる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>							

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案	現 行																																																					
<p style="text-align: center;">参 考</p> <p style="text-align: center;">旅費交通費等の積算例（滞在時）</p> <p>1 15日までの旅費（技術者単価は、<u>令和2年度</u>単価を用いている。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通費・日当・宿泊料</p> <p style="margin-left: 20px;">鉄道運賃（片道）</p> <p style="margin-left: 40px;">普通運賃 3,350円 × <math>\frac{100}{110} = 3,045</math>円</p> <p style="margin-left: 40px;">特急料金 2,680円 × <math>\frac{100}{110} = 2,436</math>円</p> <p style="margin-left: 100px;">} <u>5,481円</u></p> <p>日当・<u>宿泊料</u>一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">職 種</th> <th rowspan="3">日 当</th> <th colspan="4">宿 泊 料</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">普通旅費</th> <th colspan="3">滞 在 日 額 旅 費</th> </tr> <tr> <th>30日未満</th> <th>30日以上 60日未満</th> <th>60日以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測 量 技 師</td> <td><u>2,095</u> <u>(1,047)</u></td> <td><u>9,333</u></td> <td><u>8,752</u></td> <td><u>7,866</u></td> <td><u>7,000</u></td> </tr> <tr> <td>測 量 技 師 補</td> <td><u>1,619</u></td> <td><u>7,428</u></td> <td><u>7,057</u></td> <td><u>6,352</u></td> <td><u>5,647</u></td> </tr> <tr> <td>測 量 助 手</td> <td><u>(809)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※日当を計上する場合は、<u>2分の1日当を原則とする。（ ）内適用。</u></p> <p>※上表中の日当及び宿泊料は、<u>消費税相当額を除いた額である。</u></p>	職 種	日 当	宿 泊 料				普通旅費	滞 在 日 額 旅 費			30日未満	30日以上 60日未満	60日以上	測 量 技 師	<u>2,095</u> <u>(1,047)</u>	<u>9,333</u>	<u>8,752</u>	<u>7,866</u>	<u>7,000</u>	測 量 技 師 補	<u>1,619</u>	<u>7,428</u>	<u>7,057</u>	<u>6,352</u>	<u>5,647</u>	測 量 助 手	<u>(809)</u>					<p style="text-align: center;">参 考</p> <p style="text-align: center;">旅費交通費等の積算例（滞在時）</p> <p>1 15日までの旅費（技術者単価は、<u>平成31年度</u>単価を用いている。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通費・日当・宿泊料</p> <p style="margin-left: 20px;">鉄道運賃（片道）</p> <p style="margin-left: 40px;">普通運賃 3,350円 × <math>\frac{100}{108} = 3,101</math>円</p> <p style="margin-left: 40px;">特急料金 2,680円 × <math>\frac{100}{108} = 2,481</math>円</p> <p style="margin-left: 100px;">} <u>5,582円</u></p> <p>日当・<u>宿泊費</u>一覧表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">宿 泊 費</th> <th colspan="2">日 当</th> </tr> <tr> <th>宿 泊 料</th> <th>消 費 税 抜 き</th> <th>日 当</th> <th>消 費 税 抜 き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>15日まで</u></td> <td><u>10,800</u></td> <td><u>10,000</u></td> <td rowspan="3"><u>2,400</u> <u>(1,200)</u></td> <td><u>2,222</u></td> </tr> <tr> <td><u>16から30日まで</u></td> <td><u>7,560</u></td> <td><u>7,000</u></td> <td><u>(1,111)</u></td> </tr> <tr> <td><u>30日を超える</u></td> <td><u>5,400</u></td> <td><u>5,000</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※日当を計上する場合は、<u>2分の1日当を原則とする。（ ）内適用。</u></p>	区 分	宿 泊 費		日 当		宿 泊 料	消 費 税 抜 き	日 当	消 費 税 抜 き	<u>15日まで</u>	<u>10,800</u>	<u>10,000</u>	<u>2,400</u> <u>(1,200)</u>	<u>2,222</u>	<u>16から30日まで</u>	<u>7,560</u>	<u>7,000</u>	<u>(1,111)</u>	<u>30日を超える</u>	<u>5,400</u>	<u>5,000</u>	
職 種			日 当	宿 泊 料																																																		
				普通旅費	滞 在 日 額 旅 費																																																	
	30日未満	30日以上 60日未満			60日以上																																																	
測 量 技 師	<u>2,095</u> <u>(1,047)</u>	<u>9,333</u>	<u>8,752</u>	<u>7,866</u>	<u>7,000</u>																																																	
測 量 技 師 補	<u>1,619</u>	<u>7,428</u>	<u>7,057</u>	<u>6,352</u>	<u>5,647</u>																																																	
測 量 助 手	<u>(809)</u>																																																					
区 分	宿 泊 費		日 当																																																			
	宿 泊 料	消 費 税 抜 き	日 当	消 費 税 抜 き																																																		
<u>15日まで</u>	<u>10,800</u>	<u>10,000</u>	<u>2,400</u> <u>(1,200)</u>	<u>2,222</u>																																																		
<u>16から30日まで</u>	<u>7,560</u>	<u>7,000</u>		<u>(1,111)</u>																																																		
<u>30日を超える</u>	<u>5,400</u>	<u>5,000</u>																																																				

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改 正 案	現 行
<p>(3) 旅費交通費</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <math display="block">\underbrace{\text{普通旅費相当分}}_{\text{日当 日数 交通費 往復 宿泊料}} \quad \underbrace{\text{滞在日額旅費相当分}}_{\text{宿泊料 日数}}</math> </div> <p>測量技師 = <math>1,047 \times 2 + 5,481 \times 2 + 9,333 + 8,752 \times 2 = 39,893</math>円</p> <p>測量技師補 = <math>809 \times 2 + 5,481 \times 2 + 7,428 + 7,057 \times 2 = 34,122</math>円</p> <p>測量助手 = <math>809 \times 2 + 5,481 \times 2 + 7,428 + 7,057 \times 2 = 34,122</math>円</p> <p style="margin-top: 20px;">旅費交通費計 = <math>39,893 \times 1 + 34,122 \times 2 + 34,122 \times 2 = 176,381</math>円</p> <p>(4) <u>往復旅行時間にかかる直接人件費（参考）</u></p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{基準日額} \quad \text{移動日数}</math> </div> <p>測量技師 = <math>40,000 \times 1 = 40,000</math>円</p> <p>測量技師補 = <math>29,700 \times 1 = 29,700</math>円</p> <p>測量助手 = <math>29,500 \times 1 = 29,500</math>円</p> <p style="margin-top: 20px;">往復旅行時間にかかる直接人件費計 = <math>40,000 \times 1 + 29,700 \times 2 + 29,500 \times 2 = 158,400</math>円</p>	<p>(3) 旅費交通費</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{日当 日数 交通費 往復 宿泊料 日数}</math> </div> <p>測量技師 = <math>1,111 \times 2 + 5,582 \times 2 + 10,000 \times 3 = 43,386</math>円</p> <p>測量技師補 = <math>1,111 \times 2 + 5,582 \times 2 + 10,000 \times 3 = 43,386</math>円</p> <p>測量助手 = <math>1,111 \times 2 + 5,582 \times 2 + 10,000 \times 3 = 43,386</math>円</p> <p style="margin-top: 20px;">旅費交通費計 = <math>43,386 \times 1 + 43,386 \times 2 + 43,386 \times 2 = 216,930</math>円</p> <p>(4) <u>往復旅行時間にかかる直接人件費（参考：平成31年度 設計業務委託等技術者単価）</u></p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{基準日額} \quad \text{移動日数}</math> </div> <p>測量技師 = <math>37,600 \times 1 = 37,600</math>円</p> <p>測量技師補 = <math>29,500 \times 1 = 29,500</math>円</p> <p>測量助手 = <math>29,400 \times 1 = 29,400</math>円</p> <p style="margin-top: 20px;">往復旅行時間にかかる直接人件費計 = <math>37,600 \times 1 + 29,500 \times 2 + 29,400 \times 2 = 155,400</math>円</p>

## 土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改正案	現行																
<p>2 15日を超える旅費（技術者単価は、<u>令和2年度</u>単価を用いている）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通費・日当・宿泊料</p> <p style="margin-left: 20px;">鉄道運賃（片道）</p> <p style="margin-left: 40px;">普通運賃 <math>3,750円 \times \frac{100}{110} = 3,409円</math></p> <p style="margin-left: 40px;">特急料金 <math>2,730円 \times \frac{100}{110} = 2,481円</math></p> <p style="margin-left: 60px;">} <u>5,890円</u></p> <p style="margin-left: 40px;">日当・宿泊料は、1 (2)「日当・宿泊料一覧表」を参照。</p> <p>(3) 旅費交通費</p> <table style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>普通旅費相当分</u></td> <td style="text-align: center;"><u>滞在日額旅費相当分</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">┌──────────┐</td> <td style="text-align: center;">┌──────────┐</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">└──────────┘</td> <td style="text-align: center;">└──────────┘</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">日当 日数 交通費 往復 宿泊料</td> <td style="text-align: center;">宿泊料 日数 宿泊料 日数</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;"><u>測量技師 = 1,047×2+5,890×2+9,333+8,752×29+7,866×5=316,345円</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>測量技師補 = 809×2+5,890×2+7,428+7,057×29+6,352×15=320,759円</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>測量助手 = 809×2+5,972×2+7,428+7,057×29+6,352×15=320,759円</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>旅費交通費計 = 316,345×1+320,759×1+320,759×2 = 1,278,622円</u></p>	<u>普通旅費相当分</u>	<u>滞在日額旅費相当分</u>	┌──────────┐	┌──────────┐	└──────────┘	└──────────┘	日当 日数 交通費 往復 宿泊料	宿泊料 日数 宿泊料 日数	<p>2 15日を超える旅費（技術者単価は、<u>平成31年度</u>単価を用いている）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交通費・日当・宿泊料</p> <p style="margin-left: 20px;">鉄道運賃（片道）</p> <p style="margin-left: 40px;">普通運賃 <math>3,670円 \times \frac{100}{108} = 3,398円</math></p> <p style="margin-left: 40px;">特急料金 <math>2,900円 \times \frac{100}{108} = 2,685円</math></p> <p style="margin-left: 60px;">} <u>6,083円</u></p> <p style="margin-left: 40px;">日当・宿泊料は、1 (2)「日当・宿泊費一覧表」を参照。</p> <p>(3) 旅費交通費</p> <table style="margin-left: 40px; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">日当</td> <td style="text-align: center;">日数</td> <td style="text-align: center;">交通費</td> <td style="text-align: center;">往復</td> <td style="text-align: center;">宿泊料</td> <td style="text-align: center;">日数</td> <td style="text-align: center;">宿泊料</td> <td style="text-align: center;">日数</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 40px;"><u>測量技師 = 1,111×2+ 6,083 ×2+ 10,000 ×15 +7,000 ×15</u></p> <p style="margin-left: 80px;"><u>+ 5,000 ×5 =294,388円</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>測量技師補 = 1,111×2+ 6,083 ×2+ 10,000 ×15 +7,000 ×15</u></p> <p style="margin-left: 80px;"><u>+ 5,000 ×15 =344,388円</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>測量助手 = 1,111×2+ 6,083 ×2+ 10,000 ×15 +7,000 ×15</u></p> <p style="margin-left: 80px;"><u>+ 5,000 ×15 =344,388円</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>旅費交通費計 = 294,388×1+344,388×1+344,388×2=1,327,552円</u></p>	日当	日数	交通費	往復	宿泊料	日数	宿泊料	日数
<u>普通旅費相当分</u>	<u>滞在日額旅費相当分</u>																
┌──────────┐	┌──────────┐																
└──────────┘	└──────────┘																
日当 日数 交通費 往復 宿泊料	宿泊料 日数 宿泊料 日数																
日当	日数	交通費	往復	宿泊料	日数	宿泊料	日数										



土地調査測量積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改正案	現行																																																																										
<p><u>(4) 往復旅行時間にかかる直接人件費（参考）</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 15%;"></th> <th style="text-align: center; width: 15%;"><u>基準日額</u></th> <th style="text-align: center; width: 10%;"><u>移動日数</u></th> <th style="text-align: center; width: 10%;"></th> <th style="text-align: center; width: 10%;"></th> <th style="text-align: center; width: 10%;"></th> <th style="text-align: center; width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量技師</td> <td style="text-align: right;">= 40,000</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">40,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td style="text-align: right;">= 29,700</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">29,700円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td style="text-align: right;">= 29,500</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">29,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="padding-top: 10px;"> <p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 40,000 × 1 + 29,700 × 1 + 29,500 × 2 = 128,700円</u></p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		<u>基準日額</u>	<u>移動日数</u>					測量技師	= 40,000	×	1	=	40,000円		測量技師補	= 29,700	×	1	=	29,700円		測量助手	= 29,500	×	1	=	29,500円		<p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 40,000 × 1 + 29,700 × 1 + 29,500 × 2 = 128,700円</u></p>							(略)		<p><u>(4) 往復旅行時間にかかる直接人件費（参考：平成31年度 設計業務委託等技術者単価）</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 15%;"></th> <th style="text-align: center; width: 15%;"><u>基準日額</u></th> <th style="text-align: center; width: 10%;"><u>移動日数</u></th> <th style="text-align: center; width: 10%;"></th> <th style="text-align: center; width: 10%;"></th> <th style="text-align: center; width: 10%;"></th> <th style="text-align: center; width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量技師</td> <td style="text-align: right;">= 37,600</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">37,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量技師補</td> <td style="text-align: right;">= 29,500</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">29,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>測量助手</td> <td style="text-align: right;">= 29,400</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: right;">29,400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="padding-top: 10px;"> <p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 37,600 × 1 + 29,500 × 1 + 29,400 × 2 = 125,900円</u></p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		<u>基準日額</u>	<u>移動日数</u>					測量技師	= 37,600	×	1	=	37,600円		測量技師補	= 29,500	×	1	=	29,500円		測量助手	= 29,400	×	1	=	29,400円		<p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 37,600 × 1 + 29,500 × 1 + 29,400 × 2 = 125,900円</u></p>							(略)	
	<u>基準日額</u>	<u>移動日数</u>																																																																									
測量技師	= 40,000	×	1	=	40,000円																																																																						
測量技師補	= 29,700	×	1	=	29,700円																																																																						
測量助手	= 29,500	×	1	=	29,500円																																																																						
<p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 40,000 × 1 + 29,700 × 1 + 29,500 × 2 = 128,700円</u></p>																																																																											
(略)																																																																											
	<u>基準日額</u>	<u>移動日数</u>																																																																									
測量技師	= 37,600	×	1	=	37,600円																																																																						
測量技師補	= 29,500	×	1	=	29,500円																																																																						
測量助手	= 29,400	×	1	=	29,400円																																																																						
<p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費計 = 37,600 × 1 + 29,500 × 1 + 29,400 × 2 = 125,900円</u></p>																																																																											
(略)																																																																											

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改正案 (略)	現 行 (略)																																
<p><u>イ 旅費交通費</u></p> <p><u>本作業を実施するのに要する交通、滞在等の費用であり、宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、イ-1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、イ-2を原則適用する。ただし、現地条件等により、イ-1、イ-2によりがたい事象の発生や業務の設計変更が生じた場合は、当初設計分も含めてイ-3を適用する。</u></p> <p><u>なお、協議、現地調査等に係る技術者の旅費交通費に計上される基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。</u></p> <p><u>イ-1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）</u></p> <p><u>業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</u></p> <p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</u></p> <p><u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含めイ-3を適用する。</u></p> <p><u>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">旅費交通費</td> <td style="text-align: center;">旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">直接人件費の0.63%</td> <td style="text-align: center;">244</td> </tr> </table> <p><u>(注) 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業の費用とする。</u></p> <p><u>イ-2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）</u></p> <p><u>(ア) 率を用いた積算</u></p> <p><u>業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</u></p> <p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。</u></p> <p><u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含めイ-3を適用する。</u></p>	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の0.63%	244	<p><u>イ 旅費交通費</u></p> <p><u>本作業を実施するのに要する交通、滞在等の費用であり、次により計上する。</u></p> <p><u>なお、協議、現地調査等に係る技術者の旅費交通費に計上される基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。</u></p> <p><u>また、以下でいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。</u></p> <p><u>(7) 通勤及び宿泊の区分</u></p> <p><u>(a) 通勤により業務を行う場合</u></p> <p><u>現地での作業を伴う業務は、連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については、公共交通機関を利用するものとして積算することを標準とし、通勤により業務を行えるかどうかの判断は、積算上の基地から現地まで、連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する場合、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）若しくは片道所要時間1時間程度を目安とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>リットル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.6リットル/h × ○ h</td> </tr> <tr> <td>損 料</td> <td>ライトバン1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、連絡車（ライトバン）運転にかかる運転労務費は計上しない。</u></p> <p><u>また、高速道路等の料金は別途計上すること。</u></p> <p><u>(b) 現地に滞在して業務を行う場合</u></p>	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	適 用	ガソリン	レギュラー	リットル				2.6リットル/h × ○ h	損 料	ライトバン1.5L	h				運転時間当り損料	〃	〃	日	1			供用日当り損料
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）																																
直接人件費の0.63%	244																																
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	適 用																											
ガソリン	レギュラー	リットル				2.6リットル/h × ○ h																											
損 料	ライトバン1.5L	h				運転時間当り損料																											
〃	〃	日	1			供用日当り損料																											

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改正案	現 行						
<p><u>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">旅費交通費</td> <td style="padding: 5px;">旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">直接人件費の1.33%</td> <td style="padding: 5px;">307</td> </tr> </table> <p><u>（注）旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議、現地作業の費用とする。</u></p> <p><u>(i) 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算</u>  <u>業務に対して定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。</u>  <u>往復旅行時間にかかる直接人件費については、別途計上する。</u>  <u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含めイ-3を適用する。</u>  <u>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">日当・宿泊料（千円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">9.1X</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;"><u>X：延べ宿泊日数及び滞在日数</u></p> <p><u>(v) 往復旅行時間にかかる直接人件費</u>  <u>往復旅行にかかる直接人件費が必要な場合は、上記(v)、(i)には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、イ-3に基づく。なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨内容説明書等に明示するものとする。</u></p> <p><u>イ-3 旅費交通費の率を用いない積算</u>  <u>(7) 通勤及び宿泊・滞在の区分</u>  <u>(a) 通勤により業務を行う場合</u>  <u>通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現</u></p>	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の1.33%	307	日当・宿泊料（千円）	9.1X	<p><u>上記(a)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、役員関係技術者賃金表の技術者等の宿泊費・日当の項を適用するものとする。</u>  <u>また、滞在地から現地までの連絡車（ライトバン）運転にかかる費用は、通勤による場合と同様とする。</u></p> <p><u>(i) 旅費交通費の取扱い</u>  <u>(a) 旅費交通費の積算において、日額旅費については、積算上計算しないものとする。</u>  <u>(b) 鉄道運賃等</u>  <u>① 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。</u>  <u>② 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。</u>  <u>③ 特急料金等については、次により計上するものとする。</u>  <u>7) 特急列車を運行している区間については、片道100km以上（乗車可能区間）であれば、特急料金を計上する。</u>  <u>1) 急行列車を運行している区間については、片道50km以上（乗車可能区間）であれば、急行料金を計上する。</u></p> <p><u>(c) 日当</u>  <u>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。</u>  <u>計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</u></p> <p><u>(v) 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定</u>  <u>宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は、外業に従事する技術者別に次式により算出する。</u>  <u><math>Di = Ci + [(Ci - 1) / 5] \times 2</math>（土曜・日曜を休日とする場合）</u>  <u>ただし、[ ]内については、小数点以下を切捨て整数とする。</u>  <u><math>Si = Di \times</math>（技術者別編成人員）</u></p>
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）						
直接人件費の1.33%	307						
日当・宿泊料（千円）							
9.1X							

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改正案	現 行																												
<p><u>地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。また、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。</u></p> <p><u>なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。</u></p> <p><u>現地での作業を伴う業務は、連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については、公共交通機関を利用するものとして積算する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>連絡車（ライトバン）運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>リットル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.6リットル/h × ○ h</td> </tr> <tr> <td>損 料</td> <td>ライトバン1.5L</td> <td>h</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転時間当り損料</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>日</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>供用日当り損料</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、連絡車（ライトバン）運転にかかる運転労務費は計上しない。</u></p> <p><u>また、高速道路等の料金は別途計上すること。</u></p> <p><u>(b) 現地に滞在して業務を行う場合</u></p> <p><u>上記(a)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、役務関係技術者賃金表の技術者等の日当・宿泊料の項を適用するものとする。</u></p> <p><u>また、滞在地から現地までの連絡車（ライトバン）運転にかかる費用は、通勤による場合と同様とする。</u></p> <p><u>(イ) 旅費交通費の取扱い</u></p> <p><u>(a) 旅費交通費の積算において、普通日額旅費については、積算上計算しないものとする。</u></p> <p><u>(b) 鉄道運賃等</u></p> <p><u>① 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。</u></p> <p><u>② 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。</u></p> <p><u>③ 特急料金等については、次により計上するものとする。</u></p>	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	適 用	ガソリン	レギュラー	リットル				2.6リットル/h × ○ h	損 料	ライトバン1.5L	h				運転時間当り損料	〃	〃	日	1			供用日当り損料	<p><u>Ci : 標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計</u></p> <p><u>Di : 補正された外業所要日数</u></p> <p><u>Si : 補正された外業延人日数（小数点以下を四捨五入し整数とする。）</u></p> <p><u>i : 測量技術者</u></p> <p><u>(エ) 旅費交通費の構成</u></p> <p><u>旅費交通費 = (日当 + 交通費) + 宿泊料 × 必要日数</u></p> <p><u>※ 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨内容説明書等に明示する。</u></p>
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	適 用																							
ガソリン	レギュラー	リットル				2.6リットル/h × ○ h																							
損 料	ライトバン1.5L	h				運転時間当り損料																							
〃	〃	日	1			供用日当り損料																							

用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改正案	現行
<p><u>7) 特急列車を運行している区間については、片道100km以上（乗車可能区間）であれば、特急料金を計上する。</u></p> <p><u>4) 急行列車を運行している区間については、片道50km以上（乗車可能区間）であれば、急行料金を計上する。</u></p> <p><u>(c) 宿泊料</u> <u>宿泊料は、役務関係技術者賃金表による。</u></p> <p><u>(d) 日当</u> <u>日当は、役務関係技術者賃金表による。</u> <u>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。</u> <u>計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</u></p> <p><u>(ウ) 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定</u> <u>宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は、外業に従事する技術者別に次式により算出する。</u> <u><math>D_i = C_i + [(C_i - 1) / 5] \times 2</math>（土曜・日曜を休日とする場合）</u> <u>ただし、[ ] 内については、小数点以下を切捨て整数とする。</u> <u><math>S_i = D_i \times</math>（技術者別編成人員）</u> <u><math>C_i</math>：標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計</u> <u><math>D_i</math>：補正された外業所要日数</u> <u><math>S_i</math>：補正された外業延人日数（小数点以下を四捨五入し整数とする。）</u> <u><math>i</math>：測量技術者</u></p> <p><u>(エ) 旅費交通費の構成</u></p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;"><u>普通旅費相当分</u></span> <span><u>滞在日額旅費相当分</u></span> </p> <p style="text-align: center;"> <math display="block">\text{旅費交通費} = \overbrace{(\text{日当} + \text{交通費}) + \text{宿泊料 (1泊)}} + \overbrace{\text{宿泊料} \times \text{必要日数}}</math> </p> <p style="text-align: center;"><u>※ 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨内容説明書等に明示する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改正案	現 行																																								
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">国土交通省用地調査等業務費積算基準 読替え表 (略)</p> <p>第5 権利調査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">用地積算要領 読替え</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">国土交通省 用地調査等業務費積算基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公図等の転写</td> <td>地図転写</td> </tr> <tr> <td>土地の登記記録調査</td> <td>土地の登記記録の調査</td> </tr> <tr> <td>建物の登記記録調査</td> <td>建物の登記記録の調査</td> </tr> <tr> <td>権利者確認調査</td> <td>権利者の確認調査</td> </tr> <tr> <td>公図等転写連続図作成</td> <td>転写連続図の作成</td> </tr> <tr> <td>土地調査測量積算要領</td> <td>設計業務等標準積算基準書</td> </tr> <tr> <td>土地調査測量積算要領 III標準歩掛</td> <td><u>測量</u>業務標準歩掛 第7節 用地測量</td> </tr> <tr> <td>土地調査測量積算要領II 3(2)標準歩掛 の変化率の積算</td> <td>設計業務等標準積算基準書第1章第1節1 - 4 - 2 変化率の積算</td> </tr> </tbody> </table> <p>第6 建物等の調査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">用地積算要領 読替え</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">国土交通省 用地調査等業務費積算基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>石綿調査算定要領（平成25年3月26日鉄 用管第130325008号鉄道建設本部用地部 長通達。以下「石綿要領」という。）</u></td> <td><u>石綿調査算定要領（平成24年3月30日付 国土用第50号土地・建設産業局地価調査課 長通知。以下「石綿要領」という。）</u></td> </tr> </tbody> </table>	用地積算要領 読替え	国土交通省 用地調査等業務費積算基準	公図等の転写	地図転写	土地の登記記録調査	土地の登記記録の調査	建物の登記記録調査	建物の登記記録の調査	権利者確認調査	権利者の確認調査	公図等転写連続図作成	転写連続図の作成	土地調査測量積算要領	設計業務等標準積算基準書	土地調査測量積算要領 III標準歩掛	<u>測量</u> 業務標準歩掛 第7節 用地測量	土地調査測量積算要領II 3(2)標準歩掛 の変化率の積算	設計業務等標準積算基準書第1章第1節1 - 4 - 2 変化率の積算	用地積算要領 読替え	国土交通省 用地調査等業務費積算基準	<u>石綿調査算定要領（平成25年3月26日鉄 用管第130325008号鉄道建設本部用地部 長通達。以下「石綿要領」という。）</u>	<u>石綿調査算定要領（平成24年3月30日付 国土用第50号土地・建設産業局地価調査課 長通知。以下「石綿要領」という。）</u>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">国土交通省用地調査等業務費積算基準 読替え表 (略)</p> <p>第5 権利調査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">用地積算要領 読替え</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">国土交通省 用地調査等業務費積算基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公図等の転写</td> <td>地図転写</td> </tr> <tr> <td>土地の登記記録調査</td> <td>土地の登記記録の調査</td> </tr> <tr> <td>建物の登記記録調査</td> <td>建物の登記記録の調査</td> </tr> <tr> <td>権利者確認調査</td> <td>権利者の確認調査</td> </tr> <tr> <td>公図等転写連続図作成</td> <td>転写連続図の作成</td> </tr> <tr> <td>土地調査測量積算要領</td> <td>設計業務等標準積算基準書</td> </tr> <tr> <td>土地調査測量積算要領 III標準歩掛</td> <td><u>設計業務</u>業務標準歩掛 第7節 用地測量</td> </tr> <tr> <td>土地調査測量積算要領II 3(2)標準歩掛 の変化率の積算</td> <td>設計業務等標準積算基準書第1章第1節1 - 4 - 2 変化率の積算</td> </tr> </tbody> </table>	用地積算要領 読替え	国土交通省 用地調査等業務費積算基準	公図等の転写	地図転写	土地の登記記録調査	土地の登記記録の調査	建物の登記記録調査	建物の登記記録の調査	権利者確認調査	権利者の確認調査	公図等転写連続図作成	転写連続図の作成	土地調査測量積算要領	設計業務等標準積算基準書	土地調査測量積算要領 III標準歩掛	<u>設計業務</u> 業務標準歩掛 第7節 用地測量	土地調査測量積算要領II 3(2)標準歩掛 の変化率の積算	設計業務等標準積算基準書第1章第1節1 - 4 - 2 変化率の積算
用地積算要領 読替え	国土交通省 用地調査等業務費積算基準																																								
公図等の転写	地図転写																																								
土地の登記記録調査	土地の登記記録の調査																																								
建物の登記記録調査	建物の登記記録の調査																																								
権利者確認調査	権利者の確認調査																																								
公図等転写連続図作成	転写連続図の作成																																								
土地調査測量積算要領	設計業務等標準積算基準書																																								
土地調査測量積算要領 III標準歩掛	<u>測量</u> 業務標準歩掛 第7節 用地測量																																								
土地調査測量積算要領II 3(2)標準歩掛 の変化率の積算	設計業務等標準積算基準書第1章第1節1 - 4 - 2 変化率の積算																																								
用地積算要領 読替え	国土交通省 用地調査等業務費積算基準																																								
<u>石綿調査算定要領（平成25年3月26日鉄 用管第130325008号鉄道建設本部用地部 長通達。以下「石綿要領」という。）</u>	<u>石綿調査算定要領（平成24年3月30日付 国土用第50号土地・建設産業局地価調査課 長通知。以下「石綿要領」という。）</u>																																								
用地積算要領 読替え	国土交通省 用地調査等業務費積算基準																																								
公図等の転写	地図転写																																								
土地の登記記録調査	土地の登記記録の調査																																								
建物の登記記録調査	建物の登記記録の調査																																								
権利者確認調査	権利者の確認調査																																								
公図等転写連続図作成	転写連続図の作成																																								
土地調査測量積算要領	設計業務等標準積算基準書																																								
土地調査測量積算要領 III標準歩掛	<u>設計業務</u> 業務標準歩掛 第7節 用地測量																																								
土地調査測量積算要領II 3(2)標準歩掛 の変化率の積算	設計業務等標準積算基準書第1章第1節1 - 4 - 2 変化率の積算																																								

用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版（令和2年8月）

改正案		現行	
第8 予備調査		第8 予備調査	
<p>用地積算要領 読替え</p> <p><u>用地取得価格等評定基準規程（平成15年10月機構規程第144号。以下「規程」という。）第28条</u></p> <p>移転計画案の作成 _____ は、 _____ 規程 _____ 及び取扱細則（以下「規程等」という。）の定めるところにより</p>	<p>国土交通省 用地調査等業務費積算基準</p> <p><u>国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）第30条</u></p> <p>移転計画案の作成 _____ は、 _____ 基準 _____、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（以下「運用方針」という。）及び国土交通省損失補償取扱要領（以下「取扱要領」という。）の定めるところにより</p>	<p>用地積算要領 読替え</p> <p>_____</p> <p>移転計画案の作成の費用は、<u>用地取得価格等評定基準規程（平成15年10月機構規程第144号）</u>及び取扱細則（以下「規程等」という。）の定めるところにより</p>	<p>国土交通省 用地調査等業務費積算基準</p> <p>_____</p> <p>移転計画案の作成の費用は、<u>国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）</u>、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針（以下「運用方針」という。）及び国土交通省損失補償取扱要領（以下「取扱要領」という。）の定めるところにより</p>
(略)		(略)	
<p>(別添1) 国土交通省用地調査等業務費積算基準</p> <p style="text-align: center;">(令和2年8月時点)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>		<p>(別添1) 国土交通省用地調査等業務費積算基準</p> <p style="text-align: center;">(令和元年8月時点)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	

改正案

現行

第5 権利調査

1 土地の登記記録等の調査

権利調査のうち、表5-1に示す地図転写、地積測量図転写、土地の登記記録の調査、建物の登記記録の調査、権利者の確認調査、転写連続図の作成に要する業務費の積算の取扱いについては、設計業務等標準積算基準書により行うものとする。

表5-1

種 目	備 考
地 図 転 写	この種目の直接人件費の積算歩掛は、 <b>測量業務標準歩掛</b> 第7節 用地測量を適用する。 (各種目にかかる材料費、機械経費の率においても同様)
地積測量図転写	
土地の登記記録の調査	
建物の登記記録の調査	
権利者の確認調査(当初)	
権利者の確認調査(追跡)	
転写連続図の作成	

2 墓地管理者等の調査

(1) 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

(2) 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用(祭祀)者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-2により行うものとする。

表5-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墓地管理者等 調 査	使 用 者 (施主)	—	主任技師	—	0.02	—	0.02 人	
			技師 B	0.39	0.03	—	0.42 人	
			技師 C	0.39	0.19	—	0.58 人	

3 土地利用履歴等調査

(1) 打合せ協議

中間打合せの回数は、第1段階調査後の1回、第2段階調査を実施した場合は2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

(2) 法令関係資料の調査

法令関係資料の調査は、土壌汚染対策法等に基づく各種届出書類等を閲覧により調査す

第5 権利調査

1 土地の登記記録等の調査

権利調査のうち、表5-1に示す地図転写、地積測量図転写、土地の登記記録の調査、建物の登記記録の調査、権利者の確認調査、転写連続図の作成に要する業務費の積算の取扱いについては、設計業務等標準積算基準書により行うものとする。

表5-1

種 目	備 考
地 図 転 写	この種目の直接人件費の積算歩掛は、 <b>設計業務標準歩掛</b> 第7節 用地測量を適用する。 (各種目にかかる材料費、機械経費の率においても同様)
地積測量図転写	
土地の登記記録の調査	
建物の登記記録の調査	
権利者の確認調査(当初)	
権利者の確認調査(追跡)	
転写連続図の作成	

2 墓地管理者等の調査

(1) 打合せ協議

中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。

(2) 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査には、墓地管理者、墓地使用(祭祀)者及び過去帳の調査を含むものとし、これに要する直接人件費の積算は、表5-2により行うものとする。

表5-2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
墓地管理者等 調 査	使 用 者 (施主)	—	主任技師	—	0.02	—	0.02 人	
			技師 B	0.39	0.03	—	0.42 人	
			技師 C	0.39	0.19	—	0.58 人	

3 土地利用履歴等調査

(1) 打合せ協議

中間打合せの回数は、第1段階調査後の1回、第2段階調査を実施した場合は2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。

(2) 法令関係資料の調査

法令関係資料の調査は、土壌汚染対策法等に基づく各種届出書類等を閲覧により調査す



# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版(令和2年8月)

改正案	現行																																																																																																																																																																																																																						
<p>(1) 木造建物の調査及び算定</p> <p>木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表6-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物 A</td> <td>専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>木造建物 B</td> <td>農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>木造建物 C</td> <td>工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するものただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表6-5</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="3">外 業</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>調 査</th> <th>図面等</th> <th>算 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">木造建物A</td> <td rowspan="5">棟</td> <td rowspan="5">70㎡以上 130㎡未満</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>0.30</td> <td>0.09</td> <td>0.12</td> <td>0.51人</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.30</td> <td>0.83</td> <td>0.42</td> <td>1.55人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.30</td> <td>0.62</td> <td>0.18</td> <td>1.10人</td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.12</td> <td>0.12人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">木造建物B</td> <td rowspan="5">棟</td> <td rowspan="5">70㎡以上 130㎡未満</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>0.35</td> <td>0.09</td> <td>0.12</td> <td>0.56人</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.35</td> <td>1.02</td> <td>0.42</td> <td>1.79人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.35</td> <td>0.75</td> <td>0.18</td> <td>1.28人</td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.12</td> <td>0.12人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">木造建物C</td> <td rowspan="5">棟</td> <td rowspan="5">70㎡以上 130㎡未満</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>0.21</td> <td>0.09</td> <td>0.09</td> <td>0.39人</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.21</td> <td>0.57</td> <td>0.32</td> <td>1.10人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.21</td> <td>0.25</td> <td>0.18</td> <td>0.64人</td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.12</td> <td>0.12人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。</p> <p>注2 本表は、石綿調査算定要領（平成24年3月30日付け国土用第50号土地・建設産業局地価調査課長通知。以下「石綿要領」という。）第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用</li> <li>・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に</li> </ul>	区 分	判 断 基 準	木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの	木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの	木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するものただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考	調 査	図面等	算 定	木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—		技師 A	0.30	0.09	0.12	0.51人	技師 B	0.30	0.83	0.42	1.55人	技師 C	0.30	0.62	0.18	1.10人	技師 D	—	—	0.12	0.12人	木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—		技師 A	0.35	0.09	0.12	0.56人	技師 B	0.35	1.02	0.42	1.79人	技師 C	0.35	0.75	0.18	1.28人	技師 D	—	—	0.12	0.12人	木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—		技師 A	0.21	0.09	0.09	0.39人	技師 B	0.21	0.57	0.32	1.10人	技師 C	0.21	0.25	0.18	0.64人	技師 D	—	—	0.12	0.12人	<p>(1) 木造建物の調査及び算定</p> <p>木造建物の調査及び算定を行う場合の区分は、表6-4によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-5により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表6-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物 A</td> <td>専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>木造建物 B</td> <td>農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの</td> </tr> <tr> <td>木造建物 C</td> <td>工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するものただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表6-5</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="3">外 業</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>調 査</th> <th>図面等</th> <th>算 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">木造建物A</td> <td rowspan="5">棟</td> <td rowspan="5">70㎡以上 130㎡未満</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>0.30</td> <td>0.09</td> <td>0.12</td> <td>0.51人</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.30</td> <td>0.83</td> <td>0.42</td> <td>1.55人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.30</td> <td>0.62</td> <td>0.18</td> <td>1.10人</td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.12</td> <td>0.12人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">木造建物B</td> <td rowspan="5">棟</td> <td rowspan="5">70㎡以上 130㎡未満</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>0.35</td> <td>0.09</td> <td>0.12</td> <td>0.56人</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.35</td> <td>1.02</td> <td>0.42</td> <td>1.79人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.35</td> <td>0.75</td> <td>0.18</td> <td>1.28人</td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.12</td> <td>0.12人</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">木造建物C</td> <td rowspan="5">棟</td> <td rowspan="5">70㎡以上 130㎡未満</td> <td>主任技師</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>技師 A</td> <td>0.21</td> <td>0.09</td> <td>0.09</td> <td>0.39人</td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.21</td> <td>0.57</td> <td>0.32</td> <td>1.10人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.21</td> <td>0.25</td> <td>0.18</td> <td>0.64人</td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.12</td> <td>0.12人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-6の補正率表を適用するものとする。</p>	区 分	判 断 基 準	木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの	木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの	木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するものただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考	調 査	図面等	算 定	木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—		技師 A	0.30	0.09	0.12	0.51人	技師 B	0.30	0.83	0.42	1.55人	技師 C	0.30	0.62	0.18	1.10人	技師 D	—	—	0.12	0.12人	木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—		技師 A	0.35	0.09	0.12	0.56人	技師 B	0.35	1.02	0.42	1.79人	技師 C	0.35	0.75	0.18	1.28人	技師 D	—	—	0.12	0.12人	木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—		技師 A	0.21	0.09	0.09	0.39人	技師 B	0.21	0.57	0.32	1.10人	技師 C	0.21	0.25	0.18	0.64人	技師 D	—	—	0.12	0.12人
区 分	判 断 基 準																																																																																																																																																																																																																						
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの																																																																																																																																																																																																																						
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの																																																																																																																																																																																																																						
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するものただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く																																																																																																																																																																																																																						
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考																																																																																																																																																																																																															
				調 査	図面等	算 定																																																																																																																																																																																																																	
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
			技師 A	0.30	0.09	0.12	0.51人																																																																																																																																																																																																																
			技師 B	0.30	0.83	0.42	1.55人																																																																																																																																																																																																																
			技師 C	0.30	0.62	0.18	1.10人																																																																																																																																																																																																																
			技師 D	—	—	0.12	0.12人																																																																																																																																																																																																																
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
			技師 A	0.35	0.09	0.12	0.56人																																																																																																																																																																																																																
			技師 B	0.35	1.02	0.42	1.79人																																																																																																																																																																																																																
			技師 C	0.35	0.75	0.18	1.28人																																																																																																																																																																																																																
			技師 D	—	—	0.12	0.12人																																																																																																																																																																																																																
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
			技師 A	0.21	0.09	0.09	0.39人																																																																																																																																																																																																																
			技師 B	0.21	0.57	0.32	1.10人																																																																																																																																																																																																																
			技師 C	0.21	0.25	0.18	0.64人																																																																																																																																																																																																																
			技師 D	—	—	0.12	0.12人																																																																																																																																																																																																																
区 分	判 断 基 準																																																																																																																																																																																																																						
木造建物 A	専用住宅、併用住宅、店舗、医院、診療所、共同住宅（アパート）、寄宿舎、その他これらに類するもの																																																																																																																																																																																																																						
木造建物 B	農家住宅、公衆浴場、劇場、映画館、旅館、病院、学校、その他これらに類するもの																																																																																																																																																																																																																						
木造建物 C	工場、倉庫、車庫、体育館、畜舎、付属家、その他これらに類するものただし、倉庫、車庫、付属家等で附帯工作物として取扱うことが相当なものを除く																																																																																																																																																																																																																						
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考																																																																																																																																																																																																															
				調 査	図面等	算 定																																																																																																																																																																																																																	
木造建物A	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
			技師 A	0.30	0.09	0.12	0.51人																																																																																																																																																																																																																
			技師 B	0.30	0.83	0.42	1.55人																																																																																																																																																																																																																
			技師 C	0.30	0.62	0.18	1.10人																																																																																																																																																																																																																
			技師 D	—	—	0.12	0.12人																																																																																																																																																																																																																
木造建物B	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
			技師 A	0.35	0.09	0.12	0.56人																																																																																																																																																																																																																
			技師 B	0.35	1.02	0.42	1.79人																																																																																																																																																																																																																
			技師 C	0.35	0.75	0.18	1.28人																																																																																																																																																																																																																
			技師 D	—	—	0.12	0.12人																																																																																																																																																																																																																
木造建物C	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																
			技師 A	0.21	0.09	0.09	0.39人																																																																																																																																																																																																																
			技師 B	0.21	0.57	0.32	1.10人																																																																																																																																																																																																																
			技師 C	0.21	0.25	0.18	0.64人																																																																																																																																																																																																																
			技師 D	—	—	0.12	0.12人																																																																																																																																																																																																																

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版(令和2年8月)

改 正 案

現 行

**要する費用**

表 6 - 6

建物延べ面積	70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満
	補 正 率	0.80	1.00	1.30

300 m <sup>2</sup> 以上 450 m <sup>2</sup> 未満	450 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,400 m <sup>2</sup> 未満
2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表 6 - 7 により行うものとする。  
ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

表 6 - 7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	算 定		
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98 人		
			技師 A	0.74	2.43	—	3.17 人		
			技師 B	0.74	0.54	0.81	2.09 人		
			技師 C	—	0.27	0.06	0.33 人		
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人		

注 1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 - 8 の補正率表を適用するものとする。

注 2 本表は、石綿要領第 4 条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・ 同要領第 7 条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・ 同要領第 8 条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表 6 - 8

建物延べ面積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満
	補 正 率	0.80	1.00	1.40

200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 700 m <sup>2</sup> 未満
--	--	--

表 6 - 6

建物延べ面積	70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満	200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満
	補 正 率	0.80	1.00	1.30

300 m <sup>2</sup> 以上 450 m <sup>2</sup> 未満	450 m <sup>2</sup> 以上 600 m <sup>2</sup> 未満	600 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満	1,000 m <sup>2</sup> 以上 1,400 m <sup>2</sup> 未満
2.40	3.00	4.00	5.30

(2) 木造特殊建物の調査及び算定

木造特殊建物の調査及び算定の直接人件費の積算は、表 6 - 7 により行うものとする。  
ただし、第 8 の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を 70 パーセントに補正するものとする。

表 6 - 7

区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	算 定		
木造特殊建物	棟	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	主任技師	0.74	0.12	0.12	0.98 人		
			技師 A	0.74	2.43	—	3.17 人		
			技師 B	0.74	0.54	0.81	2.09 人		
			技師 C	—	0.27	0.06	0.33 人		
			技師 D	—	—	0.12	0.12 人		

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表 6 - 8 の補正率表を適用するものとする。

表 6 - 8

建物延べ面積	50 m <sup>2</sup> 未満	50 m <sup>2</sup> 以上 70 m <sup>2</sup> 未満	70 m <sup>2</sup> 以上 130 m <sup>2</sup> 未満	130 m <sup>2</sup> 以上 200 m <sup>2</sup> 未満
	補 正 率	0.80	1.00	1.40

200 m <sup>2</sup> 以上 300 m <sup>2</sup> 未満	300 m <sup>2</sup> 以上 500 m <sup>2</sup> 未満	500 m <sup>2</sup> 以上 700 m <sup>2</sup> 未満
--	--	--

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版(令和2年8月)

改正案								
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.98	1.41	—	2.39人	
			技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イの場合
			技師A	0.41	0.12	0.06	0.59人	
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

現行								
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.98	1.41	—	2.39人	
			技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イの場合
			技師A	0.41	0.12	0.06	0.59人	
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

構造計算を行う場合

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.87	9.64	—	10.51人	
			技師B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.67	8.12	—	8.79人	
			技師B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.98	6.40	—	7.38人	
			技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イの場合
			技師A	0.41	1.47	0.06	1.94人	
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

構造計算を行う場合

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
非木造建物A	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.87	0.42	0.30	1.59人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.87	9.64	—	10.51人	
			技師B	0.87	3.62	1.35	5.84人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物B	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.67	0.42	0.30	1.39人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.67	8.12	—	8.79人	
			技師B	0.67	2.71	1.15	4.53人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物C	棟	200㎡以上 400㎡未満	主任技師	0.98	0.19	0.19	1.36人	用途による 区分イの場合
			技師A	0.98	6.40	—	7.38人	
			技師B	0.98	2.97	0.81	4.76人	
			技師C	—	0.27	0.39	0.66人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	
非木造建物D	棟	70㎡以上 130㎡未満	主任技師	—	—	—	—	用途による 区分イの場合
			技師A	0.41	1.47	0.06	1.94人	
			技師B	0.41	1.47	0.27	2.15人	
			技師C	0.41	0.66	0.19	1.26人	
			技師D	—	—	0.12	0.12人	

**注1** 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。  
ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

**注2** 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

**注** 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-12の補正率表を適用するものとする。  
ただし、非木造建物Dにあつては、木造建物の表6-6の補正率表を適用するものとする。

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版(令和2年8月)

改正案	現行																
<p><b>6 工作物の調査</b></p> <p>(1) 機械設備</p> <p>機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。</p> <p>イ 機械設備の区分</p> <p>機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-15の区分によるものとする。</p>	<p><b>6 工作物の調査</b></p> <p>(1) 機械設備</p> <p>機械設備とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行うもの、又は製造等に直接係わらない機械を主体とした排水処理施設等であって、キュービクル式受変電設備、建築設備以外の動力設備、ガス設備、給・排水設備等の配管、配線及び機器類を含むものをいう。</p> <p>イ 機械設備の区分</p> <p>機械設備の調査及び算定を行う場合は、表6-15の区分によるものとする。</p> <p><u>ただし、調査対象となる工場等に設置されている機械設備状況が次の各号のうち2以上該当すると認められる場合には、区分を1ランク上げることができるものとする。</u></p> <p><u>(例 機械設備BをCとする。)</u></p> <p><u>(i) 機械設備の数が標準的(作業員が安全上心配なく作業できる。)工場より多い。</u></p> <p><u>(ii) 配管、配線の系統が複雑(クロスしたり分岐、集合している。)かつ多い。</u></p> <p><u>(iii) 自動(ロボット)化された機械が比較的多い。</u></p> <p><u>(iv) プラント(原材料を投入すれば製品または半製品となる。)化機械(装置)が多い。</u></p> <p><u>(v) 規模の大きな機械が多い。</u></p> <p><u>(vi) 特殊な機械が多い。</u></p> <p><u>(vii) 製品等の多種品の製造装置を持っている。</u></p> <p><u>(viii) 受電契約電圧が6,000V以上である。</u></p>																
表6-15	表6-15																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械設備A</td> <td>設置面積(建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。)が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。</td> </tr> <tr> <td>機械設備B</td> <td>イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場</td> </tr> <tr> <td>機械設備C</td> <td>イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	機械設備A	設置面積(建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。)が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。	機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場	機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械設備A</td> <td>設置面積(建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。)が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。</td> </tr> <tr> <td>機械設備B</td> <td>イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場</td> </tr> <tr> <td>機械設備C</td> <td>イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	機械設備A	設置面積(建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。)が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。	機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場	機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業
区 分	判 断 基 準																
機械設備A	設置面積(建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。)が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。																
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場																
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業																
区 分	判 断 基 準																
機械設備A	設置面積(建物内以外で機械設備を設置してある面積を含む。)が200㎡未満であるすべての業種 この面積に、生産設備が設置されている面積を除く。																
機械設備B	イ 製糸、製綿、合成繊維織物、毛織物、タオル製造、メリヤス製造、被服製造、染色等の繊維工業 ロ コンクリート・アスファルト(レディーミクスト工場)製品製造、建材製品製造、陶磁器製造、ガラス製品製造、瓦・煉瓦製造、砕石、研磨材製造等の窯業コンクリート工業 ハ 機械靴、鞆製造、なめし革製造、毛皮製品製造等の皮革製品製造業 ニ 製材・合板製造、家具製造、建具製造等の製材、木製品工業 ホ 石油類貯蔵販売、圧縮ガス・液化ガス製造等の危険物貯蔵・製造業 ヘ 製紙、紙加工品、紙製衛生品等の紙・紙加工工業 ト 鋳物、鍛造等の鋳鍛製造工業 チ 自動車整備工場																
機械設備C	イ 一般印刷、グラビア印刷、金属印刷、写真製版、製本等の印刷・製本工業 ロ 金属工作機械、金属加工機械、産業機械、化学機械、土木建築機械等の機械、器具製造業 ハ 作業工具、鉄骨製造、プレス、ねじ・ばね、金属洋食器、金属建具・家具、メッキ、型加工等の金属製品工業 ニ 缶詰、清涼飲料、味噌醤油、酒類、菓子・パン、めん類製粉、冷凍品加工飼料、有機質肥料等の食料品工業 ホ アルミニウム合金、軽金属圧延、軽金属製品製造、電線、ダイカスト等の非鉄金属工業 ヘ プラスチック成形、楽器製造、玩具等のその他製造業																

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版(令和2年8月)

改正案

現行

機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
-------	---

機械設備D	イ 塗料製造、医薬品、工業薬品、ゴム精製・製造、石油製品等の化学工業 ロ 高炉、電気炉、製鋼、圧延、引抜、各種精錬等の製鉄・製鋼等の工業 ハ 電動機、配電盤、電線器具、通信機器部品、電気音響機器、電子機器等の電気機械器具製造業 ニ 自動車部品、自動車車体、自動車製造、鉄道車輛部品、自転車製造、船舶製造、産業用運搬車輛製造等の輸送機械製造業 ホ 精密機械器具、計量器・測定器・試験機、写真機・同部品、時計・同部品、医療用機械器具、光学機械器具等の精密機械器具製造業 ヘ 上水道施設、簡易水道施設、下水道処理施設、火葬場、と殺場、廃棄物処理等
-------	---

機械設備E 機械設備Dに掲げる業種のうち、(1)機械設備の区分のただし書きに該当すると判断されたもの

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-16により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表6-16

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技師D	—	—	0.22	0.22人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師B	1.35	3.97	—	5.32人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	

ロ 機械設備の調査及び算定

機械設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-16により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。

なお、直接人件費の積算に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (i) 規模欄の設置面積は、機械設備が設置されている面積とするが、機械設備本体のみでなく、配管配線、機械安全スペース等の状況を考慮して設定するものとする。
- (ii) 機械設備の高さは、3メートル未満までを標準とし、3メートル以上の機械設備が存するときは、設置面積に当該機械設備本体の設置面積を加算するものとする。

表6-16

区分	単位	規模	職種	外業			計	備考
				調査	図面等	算定		
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.44	0.14	0.40	0.98人	
			技師A	0.44	0.75	0.40	1.59人	
			技師B	0.44	0.93	—	1.37人	
			技師D	—	—	0.22	0.22人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.94	0.42	0.60	1.96人	
			技師A	0.94	2.29	2.31	5.54人	
			技師B	0.94	2.76	—	3.70人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.18	0.42	0.60	2.20人	
			技師A	1.18	2.87	2.89	6.94人	
			技師B	1.18	3.45	—	4.63人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	1.35	0.42	0.60	2.37人	
			技師A	1.35	3.30	3.33	7.98人	
			技師B	1.35	3.97	—	5.32人	
			技師D	—	—	0.63	0.63人	
		設置面積	主任技師	1.53	0.42	0.60	2.55人	

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版(令和2年8月)

改正案	現行																																																																																																																										
<p>注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-17の補正率表を適用するものとする。</p> <p>注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用</li> <li>・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用</li> </ul> <p style="text-align: center;">機械設備Aの場合 表6-17</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>機械設備の面積</td> <td>100㎡未満</td> <td>100㎡以上 200㎡未満</td> </tr> <tr> <td>補正率</td> <td>0.80</td> <td>1.00</td> </tr> </table> <p>機械設備B、C及びDの場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>機械設備の面積</td> <td>200㎡以上 400㎡未満</td> <td>400㎡以上 600㎡未満</td> <td>600㎡以上 1,000㎡未満</td> <td>1,000㎡以上 1,500㎡未満</td> <td>1,500㎡以上 2,000㎡未満</td> <td>2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>補正率</td> <td>0.80</td> <td>1.00</td> <td>1.30</td> <td>1.80</td> <td>2.30</td> <td>2.90</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>3,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td>5,000㎡以上 8,000㎡未満</td> <td>8,000㎡以上 12,000㎡未満</td> <td>12,000㎡以上 20,000㎡未満</td> <td>20,000㎡以上 30,000㎡未満</td> <td>30,000㎡以上 40,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>4.00</td> <td>5.60</td> <td>7.50</td> <td>10.40</td> <td>14.00</td> <td>17.60</td> </tr> </table> <p>ハ 機械設備の見積</p> <p>機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-18によって行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表6-18</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">外業</th> <th colspan="2">内業</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>調査</th> <th>図面等</th> <th>算定</th> <th>算定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械設備の見積</td> <td rowspan="2">台 (装置)</td> <td rowspan="2">主任技師 技師 A</td> <td>0.14</td> <td>—</td> <td>0.43</td> <td>0.57人</td> <td rowspan="2">1.19人</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>0.14</td> <td>0.91</td> <td>0.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。</p>	機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	補正率	0.80	1.00	機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満	4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60	区分	単位	職種	外業		内業		計	備考	調査	図面等	算定	算定	機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人	1.19人		0.14	0.91	0.14	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>機械設備E</td> <td>事業所</td> <td>400㎡以上 600㎡未満</td> <td>技師 A 技師 B 技師 D</td> <td>1.53 1.53 —</td> <td>3.73 4.49 —</td> <td>3.76 — 0.63</td> <td>9.02人 6.02人 0.63人</td> </tr> </table> <p>注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-17の補正率表を適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">機械設備Aの場合 表6-17</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>機械設備の面積</td> <td>100㎡未満</td> <td>100㎡以上 200㎡未満</td> </tr> <tr> <td>補正率</td> <td>0.80</td> <td>1.00</td> </tr> </table> <p>機械設備B、C、D及びEの場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>機械設備の面積</td> <td>200㎡以上 400㎡未満</td> <td>400㎡以上 600㎡未満</td> <td>600㎡以上 1,000㎡未満</td> <td>1,000㎡以上 1,500㎡未満</td> <td>1,500㎡以上 2,000㎡未満</td> <td>2,000㎡以上 3,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>補正率</td> <td>0.80</td> <td>1.00</td> <td>1.30</td> <td>1.80</td> <td>2.30</td> <td>2.90</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>3,000㎡以上 5,000㎡未満</td> <td>5,000㎡以上 8,000㎡未満</td> <td>8,000㎡以上 12,000㎡未満</td> <td>12,000㎡以上 20,000㎡未満</td> <td>20,000㎡以上 30,000㎡未満</td> <td>30,000㎡以上 40,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>4.00</td> <td>5.60</td> <td>7.50</td> <td>10.40</td> <td>14.00</td> <td>17.60</td> </tr> </table> <p>ハ 機械設備の見積</p> <p>機械設備の見積とは、機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-18によって行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表6-18</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">職種</th> <th colspan="2">外業</th> <th colspan="2">内業</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>調査</th> <th>図面等</th> <th>算定</th> <th>算定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械設備の見積</td> <td rowspan="2">台 (装置)</td> <td rowspan="2">主任技師 技師 A</td> <td>0.14</td> <td>—</td> <td>0.43</td> <td>0.57人</td> <td rowspan="2">1.19人</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>0.14</td> <td>0.91</td> <td>0.14</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。</p>	機械設備E	事業所	400㎡以上 600㎡未満	技師 A 技師 B 技師 D	1.53 1.53 —	3.73 4.49 —	3.76 — 0.63	9.02人 6.02人 0.63人	機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満	補正率	0.80	1.00	機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満	補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満	4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60	区分	単位	職種	外業		内業		計	備考	調査	図面等	算定	算定	機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人	1.19人		0.14	0.91	0.14
機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満																																																																																																																									
補正率	0.80	1.00																																																																																																																									
機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満																																																																																																																					
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90																																																																																																																					
3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満																																																																																																																						
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60																																																																																																																						
区分	単位	職種	外業		内業		計	備考																																																																																																																			
			調査	図面等	算定	算定																																																																																																																					
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人	1.19人																																																																																																																				
			0.14	0.91	0.14																																																																																																																						
機械設備E	事業所	400㎡以上 600㎡未満	技師 A 技師 B 技師 D	1.53 1.53 —	3.73 4.49 —	3.76 — 0.63	9.02人 6.02人 0.63人																																																																																																																				
機械設備の面積	100㎡未満	100㎡以上 200㎡未満																																																																																																																									
補正率	0.80	1.00																																																																																																																									
機械設備の面積	200㎡以上 400㎡未満	400㎡以上 600㎡未満	600㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 3,000㎡未満																																																																																																																					
補正率	0.80	1.00	1.30	1.80	2.30	2.90																																																																																																																					
3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 8,000㎡未満	8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 30,000㎡未満	30,000㎡以上 40,000㎡未満																																																																																																																						
4.00	5.60	7.50	10.40	14.00	17.60																																																																																																																						
区分	単位	職種	外業		内業		計	備考																																																																																																																			
			調査	図面等	算定	算定																																																																																																																					
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人	1.19人																																																																																																																				
			0.14	0.91	0.14																																																																																																																						

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版(令和2年8月)

改 正 案									
注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。									
注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。									
(2) 生産設備									
生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。									
イ 生産設備の区分									
生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-19の区分によるものとする。									
表6-19									
区 分	判 断 基 準								
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等								
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等								
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等								
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等								
ロ 生産設備の調査及び算定									
生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-20により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。									
表6-20									
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	算 定		
生産設備A	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	主任技師	—	—	0.10	0.10	0.20	人
			技師 A	0.29	0.14	0.13	0.56	0.95	人
			技師 B	0.29	0.71	0.43	1.43	2.01	人
			技師 C	0.29	0.49	—	0.78	1.07	人
			技師 D	—	—	0.15	0.15	0.30	人
			主任技師	—	—	0.12	0.12	0.24	人

現 行									
注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。									
注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。									
(2) 生産設備									
生産設備とは、当該設備が製品等の製造に直接・間接的に係わっているもの又は営業を行う上で必要となる設備をいう。									
イ 生産設備の区分									
生産設備の調査及び算定を行う場合は、表6-19の区分によるものとする。									
表6-19									
区 分	判 断 基 準								
生産設備A	製品等の製造、育生、養殖等に直接係わるもの 園芸用フレーム、わさび畑、養殖池（場）（ポンプ排水設備等を含む）、牛、豚、鶏、その他の家畜の飼育又は調教施設等								
生産設備B	営業を目的に設置されているもの又は営業上必要なもの テニスコート、ゴルフ練習場等の施設（上家、ボール搬送機又はボール洗い機等を含む）、自動車練習場のコース、遊園地（公共的な公園及び当該施設に附帯する駐車場を含む）、釣り堀、貯木場等								
生産設備C	製品等の製造、育生、養殖又は営業には直接的に係わらないが、間接的に必要となるもの 工場等の貯水池、浄水池（調整池及び沈殿池を含む）、駐車場、運動場等の厚生施設等								
生産設備D	上記AからCまでに例示するもの以外で次に例示するもの コンクリート等の煙突、給水塔、規模の大きな貯水槽又は浄水槽、鉄塔、送電設備、飼育用サイロ、用水堰、橋、火の見櫓、規模の大きなむろ、炭焼釜等								
ロ 生産設備の調査及び算定									
生産設備の調査及び算定の区分ごとの直接人件費の積算は、表6-20により行うものとする。ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛（調査外業、調査内業（図面等））を70パーセントに補正するものとする。なお、生産設備AからCまでの設備区域内に生産設備Dが存する場合には、生産設備Dは計上しないものとする。									
表6-20									
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業		内 業		計	備 考
				調 査	図面等	調 査	算 定		
生産設備A	設 備 当 たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.30	0.06	0.06	0.42	0.84	人
			技師 B	0.30	0.66	0.31	1.27	1.57	人
			技師 C	0.30	0.58	0.06	0.94	1.24	人
			技師 D	—	—	0.06	0.06	0.12	人

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版(令和2年8月)

改 正 案								現 行							
生産設備B	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.41	0.15	0.18	0.74人	生産設備B	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.38	0.06	0.06	0.50人
			技師 B	0.41	0.88	0.46	1.75人				技師 B	0.38	0.83	0.37	1.58人
			技師 C	0.41	0.70	—	1.11人				技師 C	0.38	0.66	0.06	1.10人
			技師 D	—	—	0.19	0.19人				技師 D	—	—	0.06	0.06人
			主任技師	—	—	0.11	0.11人								
生産設備C	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.21	0.15	0.16	0.52人	生産設備C	設 備 当たり	設置面積 300㎡以上 500㎡未満	技師 A	0.22	0.06	0.06	0.34人
			技師 B	0.21	0.58	0.32	1.11人				技師 B	0.22	0.56	0.25	1.03人
			技師 C	0.21	0.48	—	0.69人				技師 C	0.22	0.50	0.06	0.78人
			技師 D	—	—	0.17	0.17人				技師 D	—	—	0.06	0.06人
			主任技師	—	—	0.08	0.08人								
生産設備D	箇 所	—	技師 A	0.13	0.09	0.09	0.31人	生産設備D	箇 所	—	技師 A	0.13	0.06	0.06	0.25人
			技師 B	0.13	0.50	0.16	0.79人				技師 B	0.13	0.31	0.12	0.56人
			技師 C	0.13	0.21	—	0.34人				技師 C	0.13	0.27	0.06	0.46人
			技師 D	—	—	0.17	0.17人				技師 D	—	—	0.06	0.06人
			主任技師	—	—	0.08	0.08人								

注1 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-21の補正率表を適用するものとする。

注2 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・ 同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・ 同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-21

設備の延べ面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
	補正率	0.80	1.00	1.30	1.90

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満
3.40	4.70	6.20	7.50

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-22によって行うものとする。

表6-22

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人	
			0.23	0.41	0.23	0.87人	

注 本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-21の補正率表を適用するものとする。

表6-21

設備の延べ面積	300㎡未満	300㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 800㎡未満	800㎡以上 1,300㎡未満	1,300㎡以上 2,000㎡未満
	補正率	0.80	1.00	1.30	1.90

2,000㎡以上 3,000㎡未満	3,000㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上 7,000㎡未満	7,000㎡以上 9,000㎡未満
3.40	4.70	6.20	7.50

ハ 生産設備の見積

生産設備の見積とは、設備等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる設備等についての見積の徴収に必要な費用とし、これに要する直接人件費の積算は、表6-22によって行うものとする。

表6-22

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
生産設備の見積	台 (設備)	主任技師 技師 A	0.23	—	0.36	0.59人	
			0.23	0.41	0.23	0.87人	



# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版(令和2年8月)

改正案	現行																																																																																																																																														
<p>注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。</p> <p>注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。</p> <p>注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。</p> <p>(3) 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)の調査及び算定                      附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表6-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。</p> <p>ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表6-23</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅敷地A</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。</td> </tr> <tr> <td>住宅敷地B</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>住宅敷地C</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>農家敷地A</td> <td>農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>農家敷地B</td> <td>農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td>工場等の敷地</td> <td>工場、店舗、神社、仏閣等の敷地</td> </tr> <tr> <td>独立工作物</td> <td>独立看板、広告塔、野立木等</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。</p> <p>注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。</p> <p style="text-align: center;">表6-24</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="3">外 業</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>調 査</th> <th>図面等</th> <th>算 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">住宅敷地A</td> <td rowspan="4">戸</td> <td rowspan="4">敷地面積 150㎡未満</td> <td>技師 A</td> <td>0.20</td> <td>0.10</td> <td>0.06</td> <td>0.36人</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.20</td> <td>—</td> <td>0.28</td> <td>0.48人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.20</td> <td>0.70</td> <td>0.22</td> <td>1.12人</td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.06</td> <td>0.06人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅敷地B</td> <td rowspan="3">戸</td> <td rowspan="3">敷地面積 150㎡以上 200㎡未満</td> <td>技師 A</td> <td>0.26</td> <td>0.10</td> <td>0.07</td> <td>0.43人</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.26</td> <td>—</td> <td>0.39</td> <td>0.65人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.26</td> <td>1.24</td> <td>0.35</td> <td>1.85人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。	住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの	住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの	農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの	農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの	工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地	独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考	調 査	図面等	算 定	住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人		技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	技師 D	—	—	0.06	0.06人	住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人		技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人	<p>注1 類似する生産設備が複数あるときは、それらについては1台(設備)当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。</p> <p>注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業(図面等)の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。</p> <p>注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。</p> <p>(3) 附帯工作物(敷地内の立竹木を含む。)の調査及び算定                      附帯工作物とは、建物及び他の工作物区分に属するもの以外のすべてのものをいい、これらの調査区分は、表6-23によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表6-24により行うものとする。</p> <p>ただし、第8の予備調査を行っているものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を70パーセントに補正するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表6-23</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 90%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅敷地A</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。</td> </tr> <tr> <td>住宅敷地B</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>住宅敷地C</td> <td>住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>農家敷地A</td> <td>農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの</td> </tr> <tr> <td>農家敷地B</td> <td>農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの</td> </tr> <tr> <td>工場等の敷地</td> <td>工場、店舗、神社、仏閣等の敷地</td> </tr> <tr> <td>独立工作物</td> <td>独立看板、広告塔、野立木等</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 住宅等の敷地であって600㎡以上の場合は、農家敷地Aとし、農家住宅等の敷地であって600㎡未満のときは、住宅敷地Cとして取り扱うものとする。</p> <p>注2 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。</p> <p style="text-align: center;">表6-24</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th rowspan="2">規 模</th> <th rowspan="2">職 種</th> <th colspan="3">外 業</th> <th rowspan="2">計</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>調 査</th> <th>図面等</th> <th>算 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">住宅敷地A</td> <td rowspan="4">戸</td> <td rowspan="4">敷地面積 150㎡未満</td> <td>技師 A</td> <td>0.20</td> <td>0.10</td> <td>0.06</td> <td>0.36人</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.20</td> <td>—</td> <td>0.28</td> <td>0.48人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.20</td> <td>0.70</td> <td>0.22</td> <td>1.12人</td> </tr> <tr> <td>技師 D</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.06</td> <td>0.06人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅敷地B</td> <td rowspan="3">戸</td> <td rowspan="3">敷地面積 150㎡以上 200㎡未満</td> <td>技師 A</td> <td>0.26</td> <td>0.10</td> <td>0.07</td> <td>0.43人</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>技師 B</td> <td>0.26</td> <td>—</td> <td>0.39</td> <td>0.65人</td> </tr> <tr> <td>技師 C</td> <td>0.26</td> <td>1.24</td> <td>0.35</td> <td>1.85人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。	住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの	住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの	農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの	農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの	工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地	独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等	区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考	調 査	図面等	算 定	住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人		技師 B	0.20	—	0.28	0.48人	技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人	技師 D	—	—	0.06	0.06人	住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人		技師 B	0.26	—	0.39	0.65人	技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人
区 分	判 断 基 準																																																																																																																																														
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。																																																																																																																																														
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの																																																																																																																																														
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの																																																																																																																																														
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの																																																																																																																																														
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの																																																																																																																																														
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地																																																																																																																																														
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等																																																																																																																																														
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考																																																																																																																																							
				調 査	図面等	算 定																																																																																																																																									
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人																																																																																																																																								
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人																																																																																																																																								
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人																																																																																																																																								
			技師 D	—	—	0.06	0.06人																																																																																																																																								
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人																																																																																																																																								
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人																																																																																																																																								
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人																																																																																																																																								
区 分	判 断 基 準																																																																																																																																														
住宅敷地A	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡未満のもの。																																																																																																																																														
住宅敷地B	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が150㎡から200㎡程度のもの																																																																																																																																														
住宅敷地C	住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が200㎡から600㎡程度のもの																																																																																																																																														
農家敷地A	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が600㎡から1,000㎡程度のもの																																																																																																																																														
農家敷地B	農家住宅等の敷地であって、一画地の敷地面積が1,000㎡以上のもの																																																																																																																																														
工場等の敷地	工場、店舗、神社、仏閣等の敷地																																																																																																																																														
独立工作物	独立看板、広告塔、野立木等																																																																																																																																														
区 分	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考																																																																																																																																							
				調 査	図面等	算 定																																																																																																																																									
住宅敷地A	戸	敷地面積 150㎡未満	技師 A	0.20	0.10	0.06	0.36人																																																																																																																																								
			技師 B	0.20	—	0.28	0.48人																																																																																																																																								
			技師 C	0.20	0.70	0.22	1.12人																																																																																																																																								
			技師 D	—	—	0.06	0.06人																																																																																																																																								
住宅敷地B	戸	敷地面積 150㎡以上 200㎡未満	技師 A	0.26	0.10	0.07	0.43人																																																																																																																																								
			技師 B	0.26	—	0.39	0.65人																																																																																																																																								
			技師 C	0.26	1.24	0.35	1.85人																																																																																																																																								

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版(令和2年8月)

改正案							
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人
住宅敷地 C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人
農家敷地 A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人
			技師 D	—	—	0.18	0.18 人
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人
			技師 B	0.13	—	0.30	0.43 人
			技師 C	0.13	0.61	0.09	0.83 人
			技師 D	—	—	0.15	0.15 人

- 注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

注4 本表は、石綿要領第4条に規定する石綿調査（調査表及び図面の作成を含む。ただし、分析調査は除く。）を含んだ歩掛である。ただし、以下については本歩掛に含まれないことから、必要に応じて、別途見積等を徴収して対応するものとする。

- ・同要領第7条に規定する分析調査費用に関する専門機関からの見積に要する費用
- ・同要領第8条に規定する対象石綿の除去処分費用を算定する際の専門業者からの見積に要する費用

表6-25

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
	補正率	0.80	1.00	1.60	2.50

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

現行							
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人
住宅敷地 C	戸	敷地面積 200㎡以上 600㎡未満	技師 A	0.47	0.10	0.07	0.64 人
			技師 B	0.47	—	0.61	1.08 人
			技師 C	0.47	2.06	0.45	2.98 人
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人
農家敷地 A	戸	敷地面積 600㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.65	0.09	0.07	0.81 人
			技師 B	0.65	—	0.88	1.53 人
			技師 C	0.65	2.79	0.77	4.21 人
			技師 D	—	—	0.07	0.07 人
農家敷地 B	戸	敷地面積 1,000㎡以上	技師 A	0.91	0.19	0.13	1.23 人
			技師 B	0.91	—	1.11	2.02 人
			技師 C	0.91	3.90	1.01	5.82 人
			技師 D	—	—	0.13	0.13 人
工場等の敷地	箇所	敷地面積 500㎡以上 1,000㎡未満	技師 A	0.41	0.23	0.22	0.86 人
			技師 B	0.41	—	0.83	1.24 人
			技師 C	0.41	2.30	0.42	3.13 人
			技師 D	—	—	0.18	0.18 人
独立工作物	箇所	—	技師 A	0.13	0.12	0.12	0.37 人
			技師 B	0.13	—	0.30	0.43 人
			技師 C	0.13	0.61	0.09	0.83 人
			技師 D	—	—	0.15	0.15 人

- 注1 工場等の敷地面積の認定は、当該敷地面積から生産設備及び建物外に設置されている機械設備及び墓地として計上した面積を控除した面積とする。
- 注2 工場等の敷地で本表規模欄に定める面積以外の場合は、表6-25の補正率表を適用するものとする。
- 注3 附帯工作物の調査範囲内で庭園の調査区域とした範囲は、附帯工作物の調査面積から除くものとする。

表6-25

敷地の面積	500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上 4,000㎡未満	4,000㎡以上 8,000㎡未満
	補正率	0.80	1.00	1.60	2.50

8,000㎡以上 12,000㎡未満	12,000㎡以上 20,000㎡未満	20,000㎡以上 28,000㎡未満
5.70	7.80	10.40

改正案

現行

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 6 - 26 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6 - 27 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表 6 - 26 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表 6 - 26

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、<u>株物</u>、<u>玉物</u>、<u>生垣</u>、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>③ 玉 物 マメツゲ、ツツジのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をい</p>

(4) 立竹木の調査及び算定

立竹木の調査及び算定は、表 6 - 26 の区分によって行うものとし、各区分の直接人件費の積算は、表 6 - 27 により行うものとする。この場合の直接人件費は次式によるものとする。

$$\text{直接人件費} = (\text{単位当たり直接人件費} \times \frac{\text{調査対象面積}}{1,000})$$

ただし、表 6 - 26 の区分欄の庭木等に掲げるものについては、(3) 附帯工作物に含めて調査するものとする。

表 6 - 26

区 分	判 断 基 準
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。</p> <p>A 観賞樹 観賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、<u>株物類</u>、<u>玉物類</u>、<u>生垣用木</u>、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。</p> <p>① 高 木 モミジ、ハナミズキのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>② 株 物 アジサイ、ナンテンのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>③ 玉 物 マメツゲ、ツツジのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全体として球状を呈し、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>④ 生 垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、囲障に相当するものをいう。</p> <p>⑤ 特殊樹 ①～④に該当するものを除く。</p> <p>B 利用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D 地被類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</p> <p>① 木本系 ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>② 草本系 リュウノヒゲなど地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生ものを除く。</p> <p>E 芝 類 観賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をい</p>

改正案

現行

7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、別途積算するものとする。

$$\text{照応建物の詳細設計費} = (\text{図面作成枚数}) \times (\text{図面作成費} \times \text{依頼度})$$

(図面作成費)：建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費。

(1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。

この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により認定するものとする。(建物1㎡当たり図面枚数は表9-10を標準とする。)

なお、表9-10の建物面積1㎡当たり図面枚数は、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本産業規格(以下「日本産業規格」という。)A列1番(以下「A1判」という。)を標準としたところである。日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。))を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。

図面枚数表(建物面積1㎡当たり・A1判)

表9-10

用途区分 建物の延べ面積	イ	ロ	ハ
200㎡未満	0.067	0.087	0.047
200㎡以上 400㎡未満	0.042	0.053	0.030
400㎡以上 600㎡未満	0.035	0.044	0.026
600㎡以上 1,000㎡未満	0.030	0.039	0.021
1,000㎡以上 1,500㎡未満	0.026	0.034	0.019
1,500㎡以上 2,000㎡未満	0.023	0.030	0.017
2,000㎡以上 3,000㎡未満	0.021	0.027	0.015
3,000㎡以上 4,000㎡未満	0.019	0.024	0.013
4,000㎡以上 5,000㎡未満	0.017	0.022	0.012

7 照応建物の詳細設計等

照応建物の詳細設計等は、照応建物による建物の設計及び算定等を行うものであり、これに要する直接人件費の積算は、次式により行うものとする。

なお、これにより難しい場合は、別途積算するものとする。

$$\text{照応建物の詳細設計費} = (\text{図面作成枚数}) \times (\text{図面作成費} \times \text{依頼度})$$

(図面作成費)：建物の計画・設計・計算・算定及び査定検証に要する人件費。

(1) 図面作成枚数

図面作成枚数は、照応建物の用途区分によって必要となる数量を認定するものとする。

この場合、照応建物の詳細設計1棟当たりの図面枚数は、照応建物の詳細設計延べ床面積×建物1㎡当たり図面枚数により算出した枚数を基準として別紙作成図面認定表により認定するものとする。(建物1㎡当たり図面枚数は表9-10を標準とする。)

なお、表9-10の建物面積1㎡当たり図面枚数は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)A列1番(以下「A1判」という。)を標準としたところである。日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。))を使用する場合には、図面枚数を2倍にするものとする。

図面枚数表(建物面積1㎡当たり・A1判)

表9-10

用途区分 建物の延べ面積	イ	ロ	ハ
200㎡未満	0.067	0.087	0.047
200㎡以上 400㎡未満	0.042	0.053	0.030
400㎡以上 600㎡未満	0.035	0.044	0.026
600㎡以上 1,000㎡未満	0.030	0.039	0.021
1,000㎡以上 1,500㎡未満	0.026	0.034	0.019
1,500㎡以上 2,000㎡未満	0.023	0.030	0.017
2,000㎡以上 3,000㎡未満	0.021	0.027	0.015
3,000㎡以上 4,000㎡未満	0.019	0.024	0.013
4,000㎡以上 5,000㎡未満	0.017	0.022	0.012

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版(令和2年8月)

## 改 正 案

## 現 行

機械設備設計標準員数 表9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考
				図面等	算 定		
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15人	
			技師 B	0.93	—	0.93人	
			技師 D	—	0.22	0.22人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60人	
			技師 B	2.76	—	2.76人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76人	
			技師 B	3.45	—	3.45人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63人	
			技師 B	3.97	—	3.97人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	

- 注1 本表の区分は、表6-15のとおりとする。  
 注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。  
 注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。  
 注4 本表の歩掛は、表6-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数 表9-14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人	
			0.14	0.91	0.14	1.19人	

- 注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。  
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。  
 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

機械設備設計標準員数 表9-13

区 分	単 位	規 模	職 種	内 業		計	備 考
				図面等	算 定		
機械設備A	事業所	設置面積 100㎡以上 200㎡未満	主任技師	0.14	0.40	0.54人	
			技師 A	0.75	0.40	1.15人	
			技師 B	0.93	—	0.93人	
			技師 D	—	0.22	0.22人	
機械設備B	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.29	2.31	4.60人	
			技師 B	2.76	—	2.76人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備C	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	2.87	2.89	5.76人	
			技師 B	3.45	—	3.45人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備D	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師	0.42	0.60	1.02人	
			技師 A	3.30	3.33	6.63人	
			技師 B	3.97	—	3.97人	
			技師 D	—	0.63	0.63人	
機械設備E	事業所	設置面積 400㎡以上 600㎡未満	主任技師 技師 A 技師 B 技師 D	0.42 3.73 4.49 —	0.60 3.76 — 0.63	1.02人 7.49人 4.49人 0.63人	

- 注1 本表の区分は、表6-15のとおりとする。  
 注2 設置面積は、決定レイアウトに基づく機械設備の設置面積とする。  
 注3 本表の数値は、規模、業務内容によって補正を行うものとする。  
 注4 本表の歩掛は、表6-16の調査内業（図面等）及び算定の合計の人員である。

見積徴収者員数

表9-14

区 分	単 位	職 種	外 業	内 業		計	備 考
			調 査	図面等	算 定		
機械設備の見積	台 (装置)	主任技師 技師 A	0.14	—	0.43	0.57人	
			0.14	0.91	0.14	1.19人	

- 注1 類似する機械設備が複数あるときは、それらについては1台（装置）当たりの歩掛を70パーセントに補正するものとする。  
 注2 現地調査を行うことが困難なときは、調査内業（図面等）の歩掛を100パーセントを超え150パーセント以下の範囲で補正することができるものとする。  
 注3 本表は、原則として2社の見積の徴収に要する費用を含んだ歩掛である。

改正案	現行																														
<p><b>第11 再算定業務</b></p> <p>再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。</p> <p><b>1 打合せ協議</b></p> <p>中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。</p> <p><b>2 現地踏査</b></p> <p>現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 11-1 により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 11-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現地踏査</td> <td rowspan="2">権利者</td> <td>—</td> <td>技師 A</td> <td>0.13 人</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>技師 B</td> <td>0.13 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 再調査を伴う場合のみ計上するものとする。</p> <p><b>3 再算定業務（再調査不要）</b></p> <p>再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。</p> <p>ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」<u>(6)</u> 及び <u>(7)</u> により行うものとする。</p> <p><b>4 再調査業務</b></p> <p>再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3 再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。</p> <p>(1) 建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第6建物等の調査」の歩掛によるものとする。</p> <p>(2) 建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査外業及び調査内業（図面等）を 50 パーセントに補正するものとする。</p> <p>(3) 建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を 50 パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。</p> <p>なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。</p> <p>(4) 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(2) 及び (3) により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。</p> <p>(5) 機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む）の一部が新設又は新たな設備に設置替えさ</p>	種目	単位	規模	職種	外業	備考	現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13 人		—	技師 B	0.13 人	<p><b>第11 再算定業務</b></p> <p>再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの、又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。</p> <p><b>1 打合せ協議</b></p> <p>中間打合せは計上しないことを標準とするが、必要に応じて打合せ回数を計上する。</p> <p><b>2 現地踏査</b></p> <p>現地踏査の費用内容及び取扱いは、第6建物等の調査 3 現地踏査に準ずるものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 11-1 により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 11-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>単位</th> <th>規模</th> <th>職種</th> <th>外業</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現地踏査</td> <td rowspan="2">権利者</td> <td>—</td> <td>技師 A</td> <td>0.13 人</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>技師 B</td> <td>0.13 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 再調査を伴う場合のみ計上するものとする。</p> <p><b>3 再算定業務（再調査不要）</b></p> <p>再算定業務（再調査不要）は、原則として、<u>移転工法及び</u>補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って、補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）、当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業（算定）」により行うものとする。</p> <p>ただし、営業補償の再算定業務については、原則として、「4 再調査業務」<u>(4)</u> 及び <u>(5)</u> により行うものとする。</p> <p><b>4 再調査業務</b></p> <p>再調査業務に要する直接人件費の積算は、次により行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「3 再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。</p> <p>(1) 建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、「第6建物等の調査」の歩掛によるものとする。</p> <p>(2) 建物の改修若しくは補修が行われている場合又は基準、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査外業及び調査内業（図面等）を 50 パーセントに補正するものとする。</p> <p>(3) 建物の一部増築が行われている場合は、「第6建物等の調査」歩掛のうち、調査内業（図面等）を 50 パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。</p> <p>なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。</p> <p>(4) 建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、(2) 及び (3) により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。</p> <p>(5) 機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む）の一部が新設又は新たな設備に設置替えさ</p>	種目	単位	規模	職種	外業	備考	現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13 人		—	技師 B	0.13 人
種目	単位	規模	職種	外業	備考																										
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13 人																											
		—	技師 B	0.13 人																											
種目	単位	規模	職種	外業	備考																										
現地踏査	権利者	—	技師 A	0.13 人																											
		—	技師 B	0.13 人																											

# 用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年版(令和2年8月)

## 改正案

れたときは、新設又は設置替えの規模等（再調査の対象となる面積）は新設又は設置替えを行った面積とする。

(6) 営業補償（仮営業所の設置工事費用を除く）の対象となる事業所（企業）の会計年度が異なる場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、認定収益額等の補償対象金額を修正して補償額を算定することをいう）を行うものとする。

これに要する直接人件費の積算は、表 11 - 2 により行うものとし、営業の内容等の難易度によって、表 7 - 4 の補正を行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して当該事業所（企業）の業務内容が大幅に変化する等、本表によりがたい場合には、表 7 - 3 によることができるものとする。

なお、再調査及び再算定の対象となる会計年度が2カ年以上の場合は、表 11 - 2 の歩掛のうち、調査外業を110パーセントに補正するものとする。

表 11 - 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
営業（再調査・再算定）	事業所（企業）	—	技師 A	0.16	0.94	0.60	1.70 人	
			技師 B	0.32	0.95	1.61	2.88 人	
			技師 C	0.16	3.44	—	3.60 人	
			技師 D	—	—	0.45	0.45 人	

(7) 営業補償（仮営業所設置工事費用）の算定の基礎となる仮営業所設置場所の賃料及び一時金の水準等が変動した場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、当該年度の価格に修正して補償額を算定することをいう）を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 11 - 3 により行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して仮営業所の想定される設置場所又は設置方法等を変更する必要が生じる等、本表によりがたい場合には、表 7 - 5 によることができるものとする。

表 11 - 3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
仮営業所設置 プレハブリース （再調査・再算定）	事業所	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.11	—	0.56	0.67 人	
			技師 C	0.11	—	—	0.11 人	
仮営業所設置 賃貸物件 （再調査・再算定）	事業所	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.16	—	0.31	0.47 人	
			技師 C	0.16	—	—	0.16 人	

## 現 行

れたときは、新設又は設置替えの規模等（再調査の対象となる面積）は新設又は設置替えを行った面積とする。

(6) 営業補償（仮営業所の設置工事費用を除く）の対象となる事業所（企業）の会計年度が異なる場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、認定収益額等の補償対象金額を修正して補償額を算定することをいう）を行うものとする。

これに要する直接人件費の積算は、表 11 - 2 により行うものとし、営業の内容等の難易度によって、表 7 - 4 の補正を行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して当該事業所（企業）の業務内容が大幅に変化する等、本表によりがたい場合には、表 7 - 3 によることができるものとする。

なお、再調査及び再算定の対象となる会計年度が2カ年以上の場合は、表 11 - 2 の歩掛のうち、調査外業を110パーセントに補正するものとする。

表 11 - 2

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
営業（再調査・再算定）	事業所（企業）	—	技師 A	0.16	0.94	0.60	1.70 人	
			技師 B	0.32	0.95	1.61	2.88 人	
			技師 C	0.16	3.44	—	3.60 人	
			技師 D	—	—	0.45	0.45 人	

(6) 営業補償（仮営業所設置工事費用）の算定の基礎となる仮営業所設置場所の賃料及び一時金の水準等が変動した場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、当該年度の価格に修正して補償額を算定することをいう）を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、表 11 - 3 により行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して仮営業所の想定される設置場所又は設置方法等を変更する必要が生じる等、本表によりがたい場合には、表 7 - 5 によることができるものとする。

表 11 - 3

種 目	単 位	規 模	職 種	外 業			計	備 考
				調 査	図面等	算 定		
仮営業所設置 プレハブリース （再調査・再算定）	事業所	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.11	—	0.56	0.67 人	
			技師 C	0.11	—	—	0.11 人	
仮営業所設置 賃貸物件 （再調査・再算定）	事業所	—	技師 A	—	—	0.06	0.06 人	
			技師 B	0.16	—	0.31	0.47 人	
			技師 C	0.16	—	—	0.16 人	

用地調査等業務費積算要領 新旧対照表

令和2年（令和2年8月）

改正案	現行
<p><b>3 概況ヒアリング等</b></p> <p>概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等と面接し補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表13-5、補償説明等Bにあつては表13-6により行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(別添2) 国土交通省関東地方整備局 用地調査等業務費積算基準</p> <p>(令和2年8月時点)</p> <p>(略)</p>	<p><b>2 概況ヒアリング等</b></p> <p>概況ヒアリング等は、概況ヒアリング及び補償対象となる権利者等と面接し補償説明を行うことについての協力依頼を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、補償説明等Aにあつては表13-5、補償説明等Bにあつては表13-6により行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(別添2) 国土交通省関東地方整備局 用地調査等業務費積算基準</p> <p>(令和元年8月時点)</p> <p>(略)</p>



付替道水路財産整理等積算要領 新旧対照表

令和2年度版（令和2年8月）

改正案	現行				
(略)	(略)				
<p><u>(工) 直接経費</u></p>	<p><u>(工) 直接経費</u></p>				
<p><u>(a) 旅費交通費</u></p>	<p><u>(a) 旅費交通費</u></p>				
<p><u>付替道水路財産整理等業務を実施するために要する交通、滞在等の費用であり、宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算にあたっては、(a)－1を原則適用し、宿泊、滞在を伴う業務の場合は、(a)－2を原則適用する。ただし、現地条件等により、(a)－1、(a)－2によりがたい事象の発生や業務の設計変更が生じた場合は、当初設計分も含めて(a)－3を適用する。</u></p>	<p><u>付替道水路財産整理等業務を実施するために要する交通、滞在等の費用であり、次により計上する。</u></p> <p><u>なお、以下でいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。</u></p>				
<p><u>(a)－1 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴わない業務の場合）</u></p>	<p><u>① 通勤及び宿泊の区分</u></p>				
<p><u>業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</u></p>	<p><u>1) 通勤により業務を行う場合</u></p>				
<p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。</u></p>	<p><u>現地での作業を伴う業務は、連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については、公共交通機関を利用するものとして積算することを標準とし、通勤により業務を行えるかどうかの判断は、積算上の基地から現地まで、連絡車（ライトバン）運転によるものとして積算する場合、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）若しくは片道所要時間1時間程度を目安とする。</u></p>				
<p><u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め(a)－3を適用する。</u></p>	<p><u>なお、付替道水路財産整理等業務においては、連絡車（ライトバン）運転にかかるガソリン代については材料費として別途計上し、損料については機械経費に含むものとする。</u></p>				
<p><u>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</u></p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">旅費交通費</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">直接人件費の0.56%</td> <td style="text-align: center;">230</td> </tr> </table>	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の0.56%	230	
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）				
直接人件費の0.56%	230				
<p><u>(注) 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議の費用とする。</u></p>					

付替道水路財産整理等積算要領 新旧対照表

令和2年度版（令和2年8月）

改正案	現行																		
<p><u>(a)－2 旅費交通費の率を用いた積算（宿泊、滞在を伴う業務の場合）</u></p> <p><u>① 率を用いた積算</u></p> <p><u>業務の直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算すること。</u></p> <p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費は含まれていないため、別途計上する。</u></p> <p><u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め(a)－3を適用する。</u></p> <p><u>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</u></p> <table border="1" data-bbox="232 820 1023 920"> <tr> <td>旅費交通費</td> <td>旅費交通費の上限（千円）</td> </tr> <tr> <td>直接人件費の0.83%</td> <td>313</td> </tr> </table> <p><u>(注) 旅費交通費の率は、打合せ、関係機関協議の費用とする。</u></p> <p><u>② 率を用いた場合の日当・宿泊料の積算</u></p> <p><u>業務に対して定められた係数（下記表を参照）に延べ宿泊日数及び滞在日数を乗じた額を、日当・宿泊料として積算すること。</u></p> <p><u>往復旅行時間にかかる直接人件費については、別途計上する。</u></p> <p><u>設計変更により業務が適用対象外となった場合、当初設計分も含め(a)－3を適用する。</u></p> <p><u>同一業務の中で、複数業務の積算を行う場合は、それぞれの業務の率を用いて算出すること。</u></p>	旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）	直接人件費の0.83%	313	<p><u>連絡車（ライトバン）運転にかかる材料費 1日当り単価表</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 448 2056 552"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>リットル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.6リットル/h × ○ h</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>連絡車（ライトバン）運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。</u></p> <p><u>1) 現地に滞在して業務を行う場合</u></p> <p><u>上記ア)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、役員関係技術者賃金表の技術者等の宿泊費・日当の項を適用するものとする。</u></p> <p><u>また、付替道水路財産整理等業務においては、滞在地から現地までの連絡車（ライトバン）運転にかかるガソリン代については材料費として別途計上し、損料については機械経費に含むものとする。</u></p> <p><u>② 旅費交通費の取扱い</u></p> <p><u>ア) 旅費交通費の積算において、日額旅費については、積算上計算しないものとする。</u></p> <p><u>1) 鉄道運賃等</u></p> <p><u>(i) 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。</u></p> <p><u>(ii) 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。</u></p> <p><u>(iii) 特急料金等については、次により計上するものとする。</u></p>	名称	規格	単位	数量	単価	金額	適用	ガソリン	レギュラー	リットル				2.6リットル/h × ○ h
旅費交通費	旅費交通費の上限（千円）																		
直接人件費の0.83%	313																		
名称	規格	単位	数量	単価	金額	適用													
ガソリン	レギュラー	リットル				2.6リットル/h × ○ h													

付替道水路財産整理等積算要領 新旧対照表

令和2年度版（令和2年8月）

改正案	現 行
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">日当・宿泊料（千円）</p> <p style="text-align: center;">7.3X</p> </div> <p style="text-align: center;">X：延べ宿泊日数及び滞在日数</p> <p>③ 往復旅行時間にかかる直接人件費</p> <p>往復旅行にかかる直接人件費が必要な場合は、上記①、②には含まれていないため、別途計上すること。その場合は、(a)－3に基づく。なお、往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨内容説明書等に明示するものとする。</p> <p>(a)－3 旅費交通費の率を用いない積算</p> <p>① 通勤及び宿泊・滞在の区分</p> <p>ア) 通勤により業務を行う場合</p> <p>通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度（高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度）もしくは片道所要時間1時間程度とする。ここでいう積算上の基地とは、原則として指名業者のうち、現地に最も近い本支店等が所在する市役所等とする。また、随意契約の場合は、特定された業者が所在する市役所等とする。</p> <p>なお、本支店等とは参加表明書等に記載されている本支店等を指し、市役所等とは市役所、町・村役場とし、特別区の場合は区役所を指す。</p>	<p>a) <u>特急列車を運行している区間については、片道100km以上（乗車可能区間）であれば、特急料金を計上する。</u></p> <p>b) <u>急行列車を運行している区間については、片道50km以上（乗車可能区間）であれば、急行料金を計上する。</u></p> <p>ウ) 日当</p> <p><u>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。</u></p> <p><u>計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</u></p> <p>③ 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定</p> <p><u>宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は、外業に従事する技術者別に次式により算出する。</u></p> <p><u><math>D_i = C_i + [(C_i - 1) / 5] \times 2</math>（土曜・日曜を休日とする場合）</u></p> <p><u>ただし、[ ] 内については、小数点以下を切捨て整数とする。</u></p> <p><u><math>S_i = D_i \times</math>（技術者別編成人員）</u></p> <p><u><math>C_i</math>：標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計</u></p> <p><u><math>D_i</math>：補正された外業所要日数</u></p> <p><u><math>S_i</math>：補正された外業延人日数（小数点以下を四捨五入し整数とする。）</u></p> <p><u><math>i</math>：測量技術者</u></p> <p>④ 旅費交通費の構成</p> <p><u>旅費交通費＝（日当＋交通費）＋宿泊料×必要日数</u></p>

## 付替道水路財産整理等積算要領 新旧対照表

令和2年度版（令和2年8月）

改 正 案	現 行														
<p style="text-align: center;"><u>現地での作業を伴う業務は、連絡車（ライトバン）運転、その他の業務については、公共交通機関を利用するものとして積算する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>なお、付替道水路財産整理等業務においては、連絡車（ライトバン）運転にかかるガソリン代については材料費として別途計上し、損料については機械経費に含むものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>連絡車（ライトバン）運転にかかる材料費 1日当り単価表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 10%;">規 格</th> <th style="width: 5%;">単 位</th> <th style="width: 5%;">数 量</th> <th style="width: 5%;">単 価</th> <th style="width: 5%;">金 額</th> <th style="width: 55%;">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>レギュラー</td> <td>リットル</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2.6リットル/h × ○ h</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>連絡車（ライトバン）運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>イ) 現地に滞在して業務を行う場合</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>上記ア)の範囲を超え、現地に滞在して業務を実施する必要がある場合は、役務関係技術者賃金表の技術者等の日当・宿泊料の項を適用するものとする。</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>また、付替道水路財産整理等業務においては、滞在地から現地までの連絡車（ライトバン）運転にかかるガソリン代については材料費として別途計上し、損料については機械経費に含むものとする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>② 旅費交通費の取扱い</u></p> <p style="margin-left: 40px;"><u>ア) 旅費交通費の積算において、普通日額旅費については、積算上計算しな</u></p>	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	適 用	ガソリン	レギュラー	リットル				2.6リットル/h × ○ h	<p style="text-align: center;"><u>※ 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨内容 説明書等に明示する。</u></p>
名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	適 用									
ガソリン	レギュラー	リットル				2.6リットル/h × ○ h									

付替道水路財産整理等積算要領 新旧対照表

令和2年度版（令和2年8月）

改正案	現行
<p><u>いものとする。</u></p> <p><u>イ) 鉄道運賃等</u></p> <p><u>(i) 鉄道運賃等については、その乗車に要する運賃を計上する。</u></p> <p><u>(ii) 複数の路線がある場合は、安い方の運賃を計上する。</u></p> <p><u>(iii) 特急料金等については、次により計上するものとする。</u></p> <p><u>a) 特急列車を運行している区間については、片道100km以上（乗車可能区間）であれば、特急料金を計上する。</u></p> <p><u>b) 急行列車を運行している区間については、片道50km以上（乗車可能区間）であれば、急行料金を計上する。</u></p> <p><u>ウ) 宿泊料</u></p> <p><u>宿泊料は、役務関係技術者賃金表による。</u></p> <p><u>エ) 日当</u></p> <p><u>日当は、役務関係技術者賃金表による。</u></p> <p><u>日当は、宿泊を伴う場合で、積算上の基地から目的地への往復に要した日数について計上する。</u></p> <p><u>計上する日当については、2分の1日当を原則とする。</u></p> <p><u>③ 宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定</u></p> <p><u>宿泊を伴う外業所要日数の休日補正は、外業に従事する技術者別に次式により算出する。</u></p> <p><u><math>D_i = C_i + [(C_i - 1) / 5] \times 2</math>（土曜・日曜を休日とする場合）</u></p> <p><u>ただし、[ ] 内については、小数点以下を切捨て整数とする。</u></p>	

付替道水路財産整理等積算要領 新旧対照表

令和2年度版（令和2年8月）

改正案	現行
<p><u>Si=Di×（技術者別編成人員）</u></p> <p><u>Ci：標準作業量における技術者別各作業区分の外業所要日数の合計</u></p> <p><u>Di：補正された外業所要日数</u></p> <p><u>Si：補正された外業延入日数（小数点以下を四捨五入し整数とする。）</u></p> <p><u>i：測量技術者</u></p> <p>④ <u>旅費交通費の構成</u></p> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;"><u>普通旅費相当分</u></span> <span><u>滞在日額旅費相当分</u></span> </p> <p style="text-align: center;"> <math display="block">\text{旅費交通費} = \overbrace{(\text{日当} + \text{交通費}) + \text{宿泊料 (1泊)}} + \overbrace{\text{宿泊料} \times \text{必要日数}}</math> </p> <p style="text-align: center;"><u>※ 往復旅行時間にかかる直接人件費を計上する場合は、その旨内容説明書等に明示する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>

付替道水路財産整理等積算要領 新旧対照表

令和2度版（令和2年8月）

改 正 案						現 行					
(2) 打合せ協議 (1業務当たり)						(2) 打合せ協議 (1業務当たり)					
区 分		人 員			標準業務 期 間	区 分		人 員			標準業務 期 間
		測量主任技師	測量技師	測量技師補				測量主任技師	測量技師	測量技師補	
内 業	業務着手時打合せ及び 成果品納入時打合せ（対面）	1.0	1.0	—	1.0日	内 業	業務着手時打合せ及び 成果品納入時打合せ（対面）	1.0	1.0	—	1.0日
	中間打合せ （対面・1回当たり）	0.5	—	0.5			中間打合せ （対面・1回当たり）	0.5	—	0.5	
	計	1.5	1.0	0.5			計	1.5	1.0	0.5	
<p>(注1) 打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。</p> <p>(注2) 打合せ協議には、電話及び電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。</p> <p>(注3) _____ _____ 複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。</p> <p>(略)</p>						<p>(注1) 打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。</p> <p>(注2) 打合せ協議には、電話及び電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。</p> <p>(注3) <u>中間打合せの回数は、5回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。なお、複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。</u></p> <p>(略)</p>					